

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律
関係条文集

(平成22年11月)

資源エネルギー庁 総合政策課編

目次

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成 21 年法律第 72 号）	2
エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成 21 年政令第 222 号）	9
エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（平成 22 年経済産業省令第 43 号）	13
エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する基本方針（平成 22 年経済産業省告示第 160 号）	43
非化石エネルギー源の利用に関する一般電気事業者等の判断の基準（平成 21 年経済産業省告示第 278 号）	53
非化石エネルギー源の利用に関する一般ガス事業者等の判断の基準（平成 22 年経済産業省告示第 240 号）	62
非化石エネルギー源の利用に関する石油精製業者の判断の基準（平成 22 年経済産業省告示第 242 号）	63
化石エネルギー原料の有効な利用に関する一般ガス事業者等の判断の基準（平成 22 年経済産業省告示第 241 号）	75
原油等の有効な利用に関する石油精製業者の判断の基準（平成 22 年経済産業省告示第 161 号）	76
非化石エネルギー源の利用に関する一般電気事業者等の判断の基準に係る留意事項等	81

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成 21 年法律第 72 号）

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 基本方針等（第三条・第四条）

第三章 特定エネルギー供給事業者に係る措置（第五条 第八条）

第四章 特定燃料製品供給事業者に係る措置（第九条 第十二条）

第五章 雑則（第十三条 第十八条）

第六章 罰則（第十九条 第二十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、エネルギー供給事業者によって供給されるエネルギーの供給源の相当部分を化石燃料が占めており、かつ、エネルギー供給事業に係る環境への負荷を低減することが重要となっている状況にかんがみ、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用を促進するために必要な措置を講ずることにより、エネルギー供給事業の持続的かつ健全な発展を通じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「エネルギー供給事業者」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者、同項第六号に規定する特定電気事業者及び同項第八号に規定する特定規模電気事業者をいう。以下同じ。）
 - 二 熱供給事業者（熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第三項に規定する熱供給事業者をいう。以下同じ。）
 - 三 燃料製品供給事業者（化石エネルギー原料から製造される石油製品、可燃性天然ガス製品その他の製品のうち、燃焼の用に供されるものとして政令で定めるもの（以下「燃料製品」という。）の製造（第三者に委託して製造することその他の製造に準ずる行為として燃料製品の種類ごとに政令で定める行為を含む。第七条において同じ。）をして供給する事業を行う者をいう。第八項において同じ。）
- 2 この法律において「非化石エネルギー源」とは、電気、熱又は燃料製品の工

- エネルギー源として利用することができるもののうち、化石燃料（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される燃料（その製造に伴い副次的に得られるものであって燃焼の用に供されるものを含む。）であって政令で定めるものをいう。第五項において同じ。）以外のものをいう。
- 3 この法律において「再生可能エネルギー源」とは、太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として持続的に利用することができるものと認められるものとして政令で定めるものをいう。
 - 4 この法律において「非化石エネルギー源の利用」とは、電気、熱又は燃料製品のエネルギー源として非化石エネルギー源を利用すること（電気事業者又は熱供給事業者にあつては、エネルギー源として非化石エネルギー源を利用した電気又は熱を他の者から調達することを含む。）をいう。
 - 5 この法律において「化石エネルギー原料」とは、化石燃料のうち、燃料製品の原料であつてエネルギー源となるものをいう。
 - 6 この法律において「化石エネルギー原料の有効な利用」とは、化石エネルギー原料の単位数量当たりの当該化石エネルギー原料から燃料製品を製造（第三者に委託して製造することを含む。）して当該燃料製品を回収した後に残存する物として経済産業省令で定めるものの経済産業省令で定める方法により算出される発生量を減少させること又は化石エネルギー原料の単位数量当たりの当該化石エネルギー原料から製造される燃料製品の経済産業省令で定める方法により算出される生産量を増加させることをいう。
 - 7 この法律において「特定エネルギー供給事業者」とは、エネルギー供給事業者のうち、非化石エネルギー源の利用が技術的及び経済的に可能であり、かつ、その促進が特に必要であるものとして政令で定める事業を行うものをいう。
 - 8 この法律において「特定燃料製品供給事業者」とは、燃料製品供給事業者のうち、化石エネルギー原料の有効な利用が技術的及び経済的に可能であり、かつ、その促進が特に必要であるものとして政令で定める事業を行うものをいう。

第二章 基本方針等

（基本方針）

- 第三条 経済産業大臣は、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定め、これを公表するものとする。
- 2 基本方針は、非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用のためにエネルギー供給事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の

有効な利用の促進のための施策に関する基本的な事項その他エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する事項について、エネルギー需給の長期見通し、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の状況、非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用に関する技術水準その他の事情を勘案し、環境の保全に留意しつつ定めるものとする。

3 経済産業大臣は、基本方針を定めようとするときは、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用の促進に関する事項について環境大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 経済産業大臣は、第二項の事情の変動のため必要があるときは、基本方針を改定するものとする。

5 第一項から第三項までの規定は、前項の規定による基本方針の改定に準用する。

(エネルギー供給事業者の責務)

第四条 エネルギー供給事業者は、その事業を行うに際して、基本方針の定めるところに留意して、非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に努めなければならない。

第三章 特定エネルギー供給事業者に係る措置

(特定エネルギー供給事業者の判断の基準となるべき事項)

第五条 経済産業大臣は、特定エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用の適切かつ有効な実施を図るため、特定エネルギー供給事業者が行う事業ごとに、非化石エネルギー源の利用の目標及び次に掲げる事項に関し、特定エネルギー供給事業者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

一 推進すべき非化石エネルギー源の利用の実施方法に関する事項

二 再生可能エネルギー源の利用に係る費用の負担の方法その他の再生可能エネルギー源の円滑な利用の実効の確保に関する事項

三 その他非化石エネルギー源の利用の目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関する事項

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、エネルギー需給の長期見通し、特定エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用の状況、非化石エネルギー源の利用に関する技術水準、再生可能エネルギー源の利用に係る経済性その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

(指導及び助言)

第六条 経済産業大臣は、特定エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定エネルギー供給事業者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、非化石エネルギー源の利用について必要な指導及び助言をすることができる。

(計画の作成)

第七条 特定エネルギー供給事業者のうち前事業年度におけるその供給する電気(電気事業者が他の電気事業者に供給したものを除く。)若しくは熱(熱供給事業者が他の熱供給事業者に供給したものを除く。)の供給量又はその製造し供給する燃料製品の供給量が政令で定める要件に該当するものは、経済産業省令で定めるところにより、第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた非化石エネルギー源の利用の目標に関し、その達成のための計画を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の前事業年度における供給する電気若しくは熱の供給量又は製造し供給する燃料製品の供給量は、政令で定めるところにより算定する。

(勧告及び命令)

第八条 経済産業大臣は、前条第一項に規定する特定エネルギー供給事業者の非化石エネルギー源の利用の状況が第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定エネルギー供給事業者に対し、その判断の根拠を示して、非化石エネルギー源の利用に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 経済産業大臣は、前項に規定する勧告を受けた特定エネルギー供給事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、当該特定エネルギー供給事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第四章 特定燃料製品供給事業者に係る措置

(特定燃料製品供給事業者の判断の基準となるべき事項)

第九条 経済産業大臣は、特定燃料製品供給事業者による化石エネルギー原料の有効な利用の適切かつ有効な実施を図るため、特定燃料製品供給事業者が行う事業ごとに、化石エネルギー原料の有効な利用の目標及び当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関し、特定燃料製品供給事業者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、エネルギー需給の長期見通し、

特定燃料製品供給事業者による化石エネルギー原料の有効な利用の状況、化石エネルギー原料の有効な利用に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

(指導及び助言)

第十条 経済産業大臣は、特定燃料製品供給事業者による化石エネルギー原料の有効な利用の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定燃料製品供給事業者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、化石エネルギー原料の有効な利用について必要な指導及び助言をすることができる。

(計画の作成)

第十一条 特定燃料製品供給事業者のうち前事業年度におけるその使用する化石エネルギー原料の数量が政令で定める要件に該当するものは、経済産業省令で定めるところにより、第九条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた化石エネルギー原料の有効な利用の目標に関し、その達成のための計画を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の前事業年度における使用する化石エネルギー原料の数量は、政令で定めるところにより算定する。

(勧告及び命令)

第十二条 経済産業大臣は、前条第一項に規定する特定燃料製品供給事業者の化石エネルギー原料の有効な利用の状況が第九条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定燃料製品供給事業者に対し、その判断の根拠を示して、化石エネルギー原料の有効な利用に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 経済産業大臣は、前項に規定する勧告を受けた特定燃料製品供給事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、当該特定燃料製品供給事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第五章 雑則

(財政上の措置等)

第十三条 政府は、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用を促進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(再生可能エネルギー源の利用に要する費用の価格への反映)

第十四条 国は、特定エネルギー供給事業者による再生可能エネルギー源の利用

の円滑化を図るために再生可能エネルギー源の利用に要する費用を当該特定エネルギー供給事業者による電気、熱又は燃料製品の供給の対価に適切に反映させることが重要であることにかんがみ、その費用の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため、この法律の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解と協力を得るよう努めなければならない。

(報告及び立入検査)

第十五条 経済産業大臣は、第八条及び第十二条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定エネルギー供給事業者若しくは特定燃料製品供給事業者に対し、その業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定エネルギー供給事業者若しくは特定燃料製品供給事業者の事務所、工場若しくは事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(環境大臣との関係)

第十六条 経済産業大臣は、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用の促進のための施策の実施に当たり、当該施策の実施が環境の保全に関する施策に関連する場合には、環境大臣と緊密に連絡し、及び協力して行うものとする。

(経過措置)

第十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(権限の委任)

第十八条 この法律の規定により経済産業大臣の権限に属する事項は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業局長に委任することができる。

第六章 罰則

第十九条 第八条第二項又は第十二条第二項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条第一項又は第十一条第一項の規定による提出をしなかった者
- 二 第十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は

同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、政府は、この法律の施行後二年を経過した場合において、太陽光を変換して得られる電気の買取りに係る価格等の太陽光の利用に係る費用の負担の方法その他の太陽光の円滑な利用の実効の確保に関する取組の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(経済産業省設置法の一部改正)

第三条 経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第四号中「揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）」を「揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）に改める。

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成 21 年政令第 222 号）

（燃料製品）

第一条 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第三号の政令で定めるものは、揮発油、灯油、軽油、重油、石油ガス、可燃性天然ガス製品及びコークスとする。

（製造に準ずる行為）

第二条 法第二条第一項第三号の政令で定める行為は、次の表の上欄に掲げる燃料製品の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

一 揮発油、灯油、軽油、重油、石油ガス及びコークス	第三者に委託して製造すること又は輸入すること若しくは第三者に委託して輸入すること。
二 可燃性天然ガス製品	第三者に委託して製造すること。

（原油等から製造される燃料）

第三条 法第二条第二項の政令で定めるものは、揮発油、灯油、軽油、重油、石油アスファルト、石油コークス、可燃性天然ガス製品、コークス、コールタール、コークス炉ガス及び水素（原油、石油ガス、可燃性天然ガス又は石炭に由来するものに限る。）とする。

（再生可能エネルギー源）

第四条 法第二条第三項の政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 太陽光
- 二 風力
- 三 水力
- 四 地熱
- 五 太陽熱
- 六 大気中の熱その他の自然界に存する熱（前二号に掲げるものを除く。）
- 七 バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（法第二条第二項に規定する化石燃料を除く。）をいう。）

（特定エネルギー供給事業者が行う事業）

第五条 法第二条第七項の政令で定める事業は、次のとおりとする。

- 一 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第一号に規定する一般電気事業又は同項第七号に規定する特定規模電気事業

二 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第一項に規定する一般ガス事業、同条第五項に規定するガス導管事業又は同条第八項に規定する大口ガス事業であって、可燃性天然ガス製品の製造（法第二条第一項第三号に規定する製造（可燃性天然ガス製品に係るものに限る。）をいい、第三者から受託して製造することを除く。第七条第二号及び第八条第二号において同じ。）をして供給するもの

三 揮発油の製造（法第二条第一項第三号に規定する製造（揮発油に係るものに限る。）をいい、第三者から受託して製造すること及び第三者から受託して輸入することを除く。第七条第三号及び第八条第三号において同じ。）をして供給する事業

（特定燃料製品供給事業者が行う事業）

第六条 法第二条第八項の政令で定める事業は、次のとおりとする。

一 ガス事業法第二条第一項に規定する一般ガス事業、同条第五項に規定するガス導管事業又は同条第八項に規定する大口ガス事業であって、可燃性天然ガス（液化したのものに限る。第九条第一号及び第十条第一号において同じ。）を原料として可燃性天然ガス製品の製造をして供給するもの

二 揮発油、灯油、軽油又は重油（第九条第二号及び第十条第二号において「揮発油等」という。）の製造をして供給する事業

（供給する電気等の供給量の要件）

第七条 法第七条第一項の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 特定エネルギー供給事業者のうち第五条第一号に掲げる事業を行うものにあつては、前事業年度におけるその供給する電気（他の電気事業者（法第二条第一項第一号に規定する電気事業者をいう。次条第一号において同じ。）に供給したものを除く。）の供給量が五億キロワット時以上であること。

二 特定エネルギー供給事業者のうち第五条第二号に掲げる事業を行うものにあつては、前事業年度におけるその製造し供給する可燃性天然ガス製品の供給量が九百億メガジュール以上であること。

三 特定エネルギー供給事業者のうち第五条第三号に掲げる事業を行うものにあつては、前事業年度におけるその製造し供給する揮発油の供給量が六十万キロリットル以上であること。

（供給する電気等の供給量の算定方法）

第八条 法第七条第二項の政令で定めるところにより算定する同条第一項の前事業年度における供給する電気又は製造し供給する燃料製品の供給量は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量とする。

一 電気 当該前事業年度における供給する電気の供給量から当該前事業年度における他の電気事業者に供給する電気の供給量を減じた量

二 可燃性天然ガス製品 当該前事業年度における製造し供給する可燃性天然ガス製品の供給量

三 揮発油 当該前事業年度における製造し供給する揮発油の供給量
(使用する化石エネルギー原料の数量の要件)

第九条 法第十一条第一項 の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 特定燃料製品供給事業者のうち第六条第一号に掲げる事業を行うものにあつては、前事業年度におけるその使用する可燃性天然ガスの数量が百二十万トン以上であること。

二 特定燃料製品供給事業者のうち第六条第二号に掲げる事業を行うものにあつては、前事業年度におけるその使用する原油その他の揮発油等の原料(次条第二号において「原油等」という。)の数量が三百万キロリットル以上であること。

(使用する化石エネルギー原料の数量の算定方法)

第十条 法第十一条第二項 の政令で定めるところにより算定する同条第一項 の前事業年度における使用する化石エネルギー原料の数量は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量とする。

一 可燃性天然ガス 当該前事業年度における可燃性天然ガス製品の製造に使用する可燃性天然ガスの数量

二 原油等 当該前事業年度における揮発油等の製造に使用する原油等の数量をそれぞれ経済産業省令で定めるところにより原油の数量に換算した数量を合算した数量

(報告及び立入検査)

第十一条 経済産業大臣は、法第十五条第一項 の規定により、特定エネルギー供給事業者に対し、次の事項に関し報告させることができる。

一 電気の供給又は燃料製品の製造(法第二条第一項第三号 に規定する製造をいう。次項において同じ。)及び供給に関する事項

二 非化石エネルギー源の利用量、非化石エネルギー源の利用に関する設備の状況、再生可能エネルギー源の利用に係る費用の負担の方法に関する事項その他の非化石エネルギー源の利用に関する事項

2 経済産業大臣は、法第十五条第一項 の規定により、その職員に、特定エネルギー供給事業者の事務所、工場又は事業場に立ち入り、電気の供給又は燃料製品の製造及び供給に関する設備並びにこれらの関連施設並びに係関係帳簿書類を検査させることができる。

第十二条 経済産業大臣は、法第十五条第一項 の規定により、特定燃料製品供給事業者に対し、次の事項に関し報告させることができる。

一 燃料製品の製造及び供給に関する事項

- 二 使用する化石エネルギー原料の数量、化石エネルギー原料の有効な利用に関する設備の状況その他の化石エネルギー原料の有効な利用に関する事項
- 2 経済産業大臣は、法第十五条第一項の規定により、その職員に、特定燃料製品供給事業者の事務所、工場又は事業場に立ち入り、燃料製品の製造及び供給に関する設備並びにこれらの関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

附 則

この政令は、法の施行の日（平成二十一年八月二十八日）から施行する。

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（平成21年経済産業省令第43号）

（燃料製品を回収した後に残存する物等）

第一条 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第六項の経済産業省令で定めるもののうち、揮発油、灯油、軽油、重油又は石油ガスの製造に係るものは、常圧蒸留残油（常圧蒸留装置（常圧で原油を蒸留するための石油蒸留設備（コンデンセートスプリッターを含む。）をいう。）による精製の工程において、揮発油、灯油、軽油及び石油ガスを留出させ、回収した後に残存する炭化水素油をいう。）であって、その後の精製の工程において、揮発油、灯油、軽油、A重油及び石油ガスに精製されたものを除いたものをいう。

2 法第二条第六項の経済産業省令で定める方法により算出される発生量のうち、揮発油、灯油、軽油、重油又は石油ガスの製造に係るものは、キロリットルで表した前項に定めるものの数量とする。

3 法第二条第六項の経済産業省令で定める方法により算出される生産量は、次の各号に掲げる燃料製品（法第二条第一項第三号に規定する燃料製品をいう。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量とする。

一 揮発油、灯油、軽油、重油又は石油ガス キロリットルで表した製造される揮発油、灯油、軽油及びA重油の数量並びに製造される石油ガスの一トンの数量を千七百九十キロリットルとして換算した数量を合算して得た数量

二 可燃性天然ガス製品 メガジュールで表した製造される可燃性天然ガス製品の数量

三 コークス トンで表した製造されるコークスの数量
（原油の数量に換算した数量）

第二条 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第十条第二号の経済産業省令で定めるところにより原油の数量に換算した数量は、原油にあつては、キロリットルで表した数量とし、揮発油、灯油、軽油又は重油（品質の調整のための他の炭化水素油等との混合のみに供されるものを除く。）にあつては、キロリットルで表した数量に一・〇五を乗じて得た数量とする。

（非化石エネルギー源の利用の目標の達成のための計画の提出）

第三条 法第七条第一項に規定する計画のうち、令第五条第一号に掲げる事業を

行う特定エネルギー供給事業者に係るものの提出は、毎事業年度終了後三月以内に、様式第一により行わなければならない。ただし、当該計画を変更したときは、遅滞なく、様式第二により、計画の変更を提出しなければならない。

2 法第七条第一項に規定する計画のうち、令第五条第二号に掲げる事業を行う特定エネルギー供給事業者に係るものの提出は、毎事業年度終了後三月以内に、様式第三により行わなければならない。ただし、当該計画を変更したときは、遅滞なく、様式第四により、計画の変更を提出しなければならない。

3 法第七条第一項に規定する計画のうち、令第五条第三号に掲げる事業を行う特定エネルギー供給事業者に係るものの提出は、毎年度六月三十日までに、様式第五により行わなければならない。ただし、当該計画を変更したときは、遅滞なく、様式第六により、計画の変更を提出しなければならない。

4 第一項前段の規定により提出を行った事業者は、当該提出を行った日以後の九年間に含まれる事業年度の間限り、同項前段の規定による提出をしないことができる。

5 第二項前段の規定により提出を行った事業者は、当該提出を行った日以後の四年間に含まれる事業年度の間限り、同項前段の規定による提出をしないことができる。

(化石エネルギー原料の有効な利用の目標の達成のための計画の提出)

第四条 法第十一条第一項に規定する計画のうち、令第六条第一号に掲げる事業を行う特定燃料製品供給事業者に係るものの提出は、毎事業年度終了後三月以内に、様式第七により行わなければならない。ただし、当該計画を変更したときは、遅滞なく、様式第八により、計画の変更を提出しなければならない。

2 法第十一条第一項に規定する計画のうち、令第六条第二号に掲げる事業を行う特定燃料製品供給事業者に係るものの提出は、毎事業年度終了後三月以内に、様式第九により行わなければならない。ただし、当該計画を変更したときは、遅滞なく、様式第十により、計画の変更を提出しなければならない。

3 第一項前段の規定により提出を行った事業者は、当該提出を行った日以後の九年間に含まれる事業年度の間限り、同項前段の規定による提出をしないことができる。

4 第二項前段の規定により提出を行った事業者は、当該提出を行った日以後の三年間に含まれる事業年度の間限り、同項前段の規定による提出をしないことができる。

附 則

この省令は、平成二十二年七月五日から施行する。

附 則（平成二十二年十一月十九日経済産業省令第 58 号）

第一条 この省令は、平成二十二年十一月十九日から施行する。

第二条 この省令による改正後のエネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第三条第一項、第二項及び第三項並びに第四条第一項の規定の平成二十二年度における適用については、同規則第三条第一項及び第二項中「毎事業年度終了後三月以内」とあるのは「平成二十二年十二月三十一日まで」と、同条第三項中「毎年度六月三十日までに、様式第五により」とあるのは「平成二十二年十二月三十一日までに、様式第十一により」と、同規則第四条第一項中「毎事業年度終了後三月以内」とあるのは「平成二十二年十二月三十一日まで」とする。

2 この省令の施行前にこの省令による改正前の燃料製品供給事業者による原油等の有効な利用に関する省令第三条第一項の規定による提出をした者は、平成二十二年度における新規則第四条第二項の規定による提出をしたものとみなす。

第三条 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第七条第一項に規定する計画のうち、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令第五条第一号に掲げる事業を行う特定エネルギー供給事業者に係るものに関する省令（平成二十一年経済産業省令第五十二号）は廃止する。

様式第一（第三条関係）

非化石エネルギー源の利用目標達成計画

経済産業大臣 殿

年 月 日

住 所

氏 名

印

（法人にあつては名称及び代表者の役職名、氏名）

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第7条第1項の規定に基づき、次のとおり提出します。

特定エネルギー供給事業者のうち一般電気事業又は特定規模電気事業を行う者の名称及び前事業年度におけるその電気の供給量

事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒
前事業年度におけるその供給量 年 月 - 年 月（注）	電気の供給量 kWh

（注）前事業年度の期間を具体的に記載すること。

非化石エネルギー源の利用の目標とその達成のための計画

現状 ^{（注1）}	目標 ^{（注2）}	計画

（注1）現状における非化石電源比率を記載すること。

（注2）平成32年における非化石電源比率を記載すること。一般電気事業については、原則として非化石電源比率で50%以上、特定規模電気事業については、2%以上とする。ただし、一般電気事業者については、右目標の達成が合理的に不可能と認められる場合には、平成22年度の供給計画の最終年度の非化石電源比率以上の比率とする。

非化石エネルギー源の利用の種類別見通しとそれに関する取組

非化石エネルギー源の種類	見通し ^(注3)	取組

(注3) 最新の電力供給計画に基づく非化石電源別比率の見通しを記載すること。

その他非化石エネルギー源の利用に関する事項

--

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 文字は、かき書でインキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
- 3 及び の欄のみでは記入が困難な場合には、関係資料を添付すること。
- 4 各項目について、欄が不足する場合は、必要に応じて欄を追加して、記載すること。

様式第二（第三条関係）

非化石エネルギー源の利用目標達成計画の変更

経済産業大臣 殿

年 月 日

住 所

氏 名

印

（法人にあつては名称及び代表者の役職名、氏名）

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第7条第1項の規定に基づき、次のとおり提出します。

特定エネルギー供給事業者のうち一般電気事業又は特定規模電気事業を行う者の名称及び主たる事務所の所在地

事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒

非化石エネルギー源の利用目標達成計画の変更の具体的内容

変更事項	
変更前	
変更後	
変更年月日	
変更の 具体的な理由	

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 文字は、かい書でインキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

様式第三（第三条関係）

バイオガスの利用目標達成計画

経済産業大臣 殿

年 月 日

住 所

氏 名

印

（法人にあつては名称及び代表者の役職名、氏名）

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第7条第1項の規定に基づき、次のとおり提出します。

特定エネルギー供給事業者のうち可燃性天然ガス製品の製造をして供給する事業者を行う者の名称及び前事業年度におけるその可燃性天然ガス製品の供給量

事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒
前事業年度におけるその供給量 年 月- 年 月（注）	可燃性天然ガス製品の供給量 メガジュール

（注）前事業年度の期間を具体的に記載すること。

バイオガスの利用に関する措置

(1) バイオガスの利用目標

目標年	平成27年
バイオガスの利用量	万m ³ /年
バイオガスの利用可能見込量	万m ³ /年

(注) 1. 目標とする利用量の根拠となる書類を添付すること。

2. バイオガスの利用可能見込量は、平成27年において、一般ガス事業者等の供給域内等で、効率的な経営の下においてその合理的な利用を行うために必要な条件を満たすバイオガスの総量である。

3. バイオガスの利用量は、すべてLPG増熱後の数量とする。また、バイオガス1m³当たりの熱量はメガジュール換算とする。

(2) 措置の具体的内容

目標達成のための バイオガスの 発生源	バイオガスの利用量(万 m ³ /年)	措置の具体的内容

(注) 1. 目標達成のためのバイオガスの発生源毎に、バイオガスの利用量及び措置の具体的内容を記載すること。

2. 措置の具体的内容は、バイオガスの利用量を達成するために必要な措置を具体的に記述すること。

3. バイオガスの利用量は、すべてLPG増熱後の数量とする。また、バイオガス1m³当たりの熱量は45メガジュール換算とする。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 文字は、かい書でインキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
- 3 各項目について、欄が不足する場合は、必要に応じて欄を追加して、記載すること。

様式第四（第三条関係）

バイオガスの利用目標達成計画の変更

経済産業大臣 殿

年 月 日

住 所

氏 名

印

（法人にあつては名称及び代表者の役職名、氏名）

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第7条第1項の規定に基づき、次のとおり提出します。

特定エネルギー供給事業者のうち可燃性天然ガス製品の製造をして供給する事業を行う者の名称及び主たる事務所の所在地

事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒

バイオガスの利用目標達成計画の変更の具体的内容

変更事項	
変更前	
変更後	
変更年月日	
変更の 具体的な理由	

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 文字は、かい書でインキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

様式第五（第三条関係）

バイオエタノールの利用目標達成計画

経済産業大臣 殿

年 月 日

住 所

氏 名

印

（法人にあつては名称及び代表者の役職名、氏名）

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第7条第1項の規定に基づき、次のとおり提出します。

特定エネルギー供給事業者のうち揮発油の製造をして供給する事業を行う者の名称及び主たる事務所の所在地

事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒

バイオエタノールの利用の目標量等

前事業年度における揮発油の供給量

・前事業年度の揮発油の供給量

前事業年度の揮発油の供給量			
年 月 日- 年 月 日			
生産量	輸入量	輸出量	供給量 (a)+(b)-(c)
(a)	(b)	(c)	(d)
キロリットル	キロリットル	キロリットル	キロリットル

注) 前事業年度の期間を具体的に記載すること。

注) 生産は、第三者に委託して製造した量を含み、第三者から受託して製造した量を除くこと。

注) 輸出入には、第三者に委託して輸出入した量を含み、第三者から受託して輸出入した量を除くこと。

注) 第三者に委託して製造又は輸出入した量については、その受託者及び受託量を示す資料を添付すること。

・前年度の揮発油の供給量

(事業年度が4月1日～3月31日以外の事業者は、以下の記載欄に前年4月1日～本年3月31日までの供給量を記載すること。事業年度が4月1日～3月31日の事業者は記載不要。)

前年度の揮発油の供給量			
年 4 月 1 日 - 年 3 月 31 日			
生産量	輸入量	輸出量	供給量 (e)+(f)-(g)
(e)	(f)	(g)	(h)
キロリットル	キロリットル	キロリットル	キロリットル

注) 生産は、第三者に委託して製造した量を含み、第三者から受託して製造した量を除くこと。

注) 輸出入には、第三者に委託して輸出入した量を含み、第三者から受託して輸出入した量を除くこと。

注) 第三者に委託して製造又は輸出入した量については、その受託者及び受託量を示す資料を添付すること。

前々年度の揮発油の供給量等

前々年度の揮発油の供給量				前々年度におけるすべての特定石油精製業者の揮発油の供給量の総計	割合 D ÷ E
年 4 月 1 日 - 年 3 月 31 日					
生産量	輸入量	輸出量	供給量 A+B-C	(E)	(F)
(A)	(B)	(C)	(D)		
キロリットル	キロリットル	キロリットル	キロリットル	キロリットル	%

注) 「前々年度の揮発油の供給量」は、前年度の非化石エネルギー源の利用目標達成計画において経済産業大臣に提出した供給量を記載すること。

注) 「前々年度におけるすべての特定石油精製業者の揮発油の供給量の総計」は、経済産業省が示す値を用いること。

注) 「割合」は、パーセンテージで表した値の小数第三位を四捨五入した値を記載すること。

石油精製業者によるバイオエタノールの利用の目標量の総計【単位：原油換算】

2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
(G)	(H)	(I)	(J)	(K)	(L)	(M)
21万 KL	21万 KL	26万 KL	32万 KL	38万 KL	44万 KL	50万 KL

バイオエタノールの利用の目標量（調整前）【単位：原油換算】（N）

2011年度 F×G	2012年度 F×H	2013年度 F×I	2014年度 F×J	2015年度 F×K	2016年度 F×L	2017年度 F×M
キロリットル	キロリットル	キロリットル	キロリットル	キロリットル	キロリットル	キロリットル

注) 当年度の他、次年度以降についても参考値として記載すること。終了年度については「 」と記載すること。

注) 算出された数量の10キロリットルの位を切り上げた数量を記載すること。

グループ会社又は他の特定石油精製業者との契約に基づくバイオエタノールの利用の目標量の増減に係る事項【単位：原油換算】

グループ会社又は他の特定石油精製業者との契約に基づく利用の目標量の増加		グループ会社又は他の特定石油精製業者との契約に基づく利用の目標量の減少	
事業者名	増加量	事業者名	減少量
	キロリットル		キロリットル
合計(O)	キロリットル	合計(P)	キロリットル

注) グループ会社については、事業者との関係を示す資料を添付すること。他社との契約については、契約書の写しを添付すること。

前年度（4月～3月）においてバイオエタノールの利用の実績量がバイオエタノールの利用の目標量を上回る際の実績量と目標量の差分【単位：原油換算】

前年度において実績量が目標量を上回る際の実績量と目標量の差分(Q)	キロリットル
-----------------------------------	--------

注) で算出する値(V)を記載すること。

前年度（4月～3月）においてバイオエタノールの利用の実績量がバイオエタノールの利用の目標量を下回る旨の届出に係る事項【単位：原油換算】

前年度において実績量が目標量を下回る際の実績量と目標量の差分(R)	キロリットル
-----------------------------------	--------

注) 届出の写しを添付すること。

当年度におけるバイオエタノールの利用の目標量【単位：原油換算】

当年度(平成 年度)の調整後の利用の目標量(S) N+O-P-Q+R	キロリットル
---------------------------------------	--------

前年度におけるバイオエタノールの利用の状況

前年度におけるバイオエタノールの利用の目標量と実績量

	単位:原油換算	単位:エタノール換算
前年度の利用の目標量 (T)	キロリットル	
前年度の利用の実績量 (U)	キロリットル	キロリットル
U - (T - R) (V)	キロリットル	

注) 根拠資料を添付すること。

注) 前年度のバイオエタノールの利用の目標量 (T) は、前年度の非化石エネルギー源の利用目標達成計画において経済産業大臣に提出した調整後のバイオエタノールの利用の目標量の値を記載すること。

注) エタノール換算から原油換算に変換する際には、エタノール換算で表した数量に 0.607 を乗じて得た数量を使用すること。キロリットル位未満の端数がある場合には、その端数を切り捨ててキロリットル位にとどめること。

注) バイオエタノール由来のエチルターシャリーブチルエーテル (以下 ETBE) の数量をバイオエタノールの数量 (エタノール換算) に変換する際には、ETBE 数量に 0.4237 を乗じて得た数量を使用すること。キロリットル位未満の端数がある場合には、その端数を切り捨ててキロリットル位にとどめること。

導入したバイオエタノールのGHG排出効果

原料	産地	GHG 排出削減効果	実績量 (単位:エタノール換算)
		%	キロリットル
		%	キロリットル
	計	%	キロリットル

注) 根拠資料を添付すること。

注) 「GHG 排出削減効果」については、加重平均して得た値を記載。

実証段階にあるバイオエタノールとして公正に評価されたものを原料とするバイオエタノールの実績量

原料	産地	実績量 (単位:エタノール換算)
		キロリットル
		キロリットル
	計	キロリットル

注) 根拠資料を添付すること。

その他非化石エネルギー源の利用の目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に係る事項
 草本、木本等のセルロース又は藻類等を原料として製造されるバイオ燃料の技術開発の推進及びその導入に関する措置に係る計画

--

バイオエタノールを加工・混和するための設備の設置、既存設備の改修に関する措置に係る計画

(全体計画)

--

(具体的事項)

製油所名	設備名	措置の内容(新設・改造・改修の別)	使用方法・設備能力	工事期間	使用開始時期	予算額

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A 4とすること。
- 2 文字は、かい書でインキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
- 3 各項目について、欄が不足する場合は、必要に応じて欄を追加して、記載すること。

様式第六（第三条関係）

バイオエタノールの利用目標達成計画の変更

経済産業大臣 名 殿

年 月 日

住 所

氏 名

印

（法人にあつては名称及び代表者の役職名、氏名）

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第7条第1項の規定に基づき、次のとおり提出します。

特定エネルギー供給事業者のうち揮発油の製造をして供給する事業を行う者の名称及び主たる事務所の所在地

事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒

バイオエタノールの利用目標達成計画の変更の具体的内容

変更事項	
変更前	
変更後	
変更年月日	
変更の 具体的な理由	

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A 4 とすること。
- 2 文字は、かい書でインキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

様式第七（第四条関係）

ボイル・オフ・ガスの有効利用目標達成計画

経済産業大臣 殿

年 月 日

住 所

氏 名

印

（法人にあつては名称及び代表者の役職名、氏名）

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第11条第1項の規定に基づき、次のとおり提出します。

特定燃料製品供給業者のうち可燃性天然ガス製品の製造をして供給する事業者を行う者の名称及び前事業年度におけるその可燃性天然ガス製品の製造に使用した可燃性天然ガスの数量

事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒
前事業年度におけるその数量 年 月 - 年 月（注）	可燃性天然ガス製品の製造に使用した可燃性天然ガスの数量 トン

（注）前事業年度の期間を具体的に記載すること。

ボイル・オフ・ガスの有効利用に関する措置

(1) ボイル・オフ・ガスの有効利用の目標

目標年	平成32年
ボイル・オフ・ガスの利用率	%

(2) 措置の具体的内容

事業所名	所在地	措置の具体的内容

(注) 事業所毎に措置の具体的内容を記載すること。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 文字は、かい書でインキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
- 3 各項目について、欄が不足する場合は、必要に応じて欄を追加して、記載すること。

様式第八（第四条関係）

ボイル・オフ・ガスの有効利用目標達成計画の変更

経済産業大臣 殿

年 月 日

住 所

氏 名

印

（法人にあつては名称及び代表者の役職名、氏名）

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第11条第1項の規定に基づき、次のとおり提出します。

特定燃料製品供給事業者のうち可燃性天然ガス製品の製造をして供給する事業を行う者の名称及び主たる事務所の所在地

事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒

ボイル・オフ・ガスの有効利用目標達成計画の変更の具体的内容

変更事項	
変更前	
変更後	
変更年月日	
変更の 具体的な理由	

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A 4 とすること。
- 2 文字は、かい書でインキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

原油等の有効利用目標達成計画

経済産業大臣 殿

年 月 日

住 所

氏 名

印

（法人にあつては名称及び代表者の役職名、氏名）

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第11条第1項の規定に基づき、次のとおり提出します。

特定燃料製品供給事業者のうち揮発油、灯油、軽油又は重油の製造をして供給する事業を行うものの名称及び前事業年度におけるその使用する原油その他の揮発油等の原料の数量

事業者の名称					
主たる事務所の所在地	〒				
前事業年度におけるその使用する原料の数量（注1） 年 月 - 年 月（注2）	原油	揮発油	灯油	軽油	重油
		キロリットル	キロリットル	キロリットル	キロリットル
原油の数量に換算した数量（注3）	キロリットル	キロリットル	キロリットル	キロリットル	キロリットル
原油の数量に換算した数量を合算した数量	キロリットル				

（注1）石油精製に係る事業の全部若しくは一部の譲り渡し又は石油精製業者について相続（石油精製に係る事業の一部を承継させるものを含む。）合併若しくは分割（石油精製に係る事業の一部を承継させるものを含む。）による承継（以下「事業の承継等」という。）があつたときは、当該事業を譲り渡した者又は相続等を行った当該石油精製業者（以下「事業被承継者」という。）及び当該事業を譲り受けた者又は当該石油精製業者について相続等を受けた者（以下「事業承継者」という。）は、当該事業の承継等が行われた後にそれぞれが保有することとなる設備を用いて前事業年度に行われた事業により当該事業年度に使用された化石エネルギー原料の数量をもって、法第11条第1項の規定に定める前事業年度における当該事業被承継者及び当該事業承継者それぞれの使用する化石エネルギー原料の数量とみなす。当該事業の承継等が、平成22年11月1日以降に行われた場合、当該事業被承継者及び当該事業承継者は、遅滞なく、様式第一による新たな計画の提出又は様式第二による計画の変更の提出を行うものとする。

（注2）前事業年度の期間を具体的に記載すること。

（注3）第2条にあるとおり、揮発油、灯油、軽油又は重油（品質の調整のための他の炭化水素油等との混合のみに供されるものを除く。）については、キロリットルで表した数量に1.05を乗じて得た数量。

重質油分解能力の向上に関する措置

(1) 重質油分解装置の装備率に関する措置

目標：重質油分解装置の装備率を2013年度までに()%以上改善する。

措置の具体的内容

	現状	措置後	変化
重質油分解装置の 装備率	%	%	改善率 %
常圧蒸留装置の 処理能力	万バレル/日	万バレル/日	万バレル/日
重質油分解装置の 処理能力	万バレル/日	万バレル/日	万バレル/日
重質油分解装置の装 備率の改善のための 措置の具体的内容			

重質油分解装置の処理能力の内訳

製油所名	装置名	処理能力	新設・増設の有無・時期・能力	新設・増設の具体的方法（注4）
		万バレル/日		

（注4）重質油分解装置の新設・増設を行う場合にあつては、具体的な投資計画・工事計画に係る詳細な資料及び当該装置の新設・増設前後の稼働状況に関する資料を添付すること。

常圧蒸留装置の処理能力の内訳

製油所名	装置名	現在の処理能力	過去3年における最大の処理能力	削減の有無・時期	削減の具体的方法（注5）
		万バレル/日	万バレル/日		

（注5）常圧蒸留装置の削減を行う場合にあつては、具体的な削減計画に係る詳細な資料を添付すること。

（2）設備の運転面の改善等及び重質油分解能力の向上のための技術開発に関する措置

設備の運転面の改善等に関する措置

目標：設備の運転面の改善等を実施する。

措置の具体的内容	重質油分解能力の向上の効果

重質油分解能力の向上のための技術開発に関する措置

目標：重質油分解能力向上のための技術開発を実施する。

措置の具体的内容	重質油分解能力の向上の効果

重質油分解能力の向上以外に関する措置

(1) コンビナート連携に関する措置

目標：石油コンビナート内の事業所間での連携を促進し、未利用又は余剰の留分を活用することにより、原油等の処理量を低減することを通じて、原油等の有効な利用を図ること。

措置の具体的内容	効果

(2) 石油残渣ガス化複合発電装置の導入に関する措置

目標：石油残渣ガス化複合発電装置（IGCC（Integrated Gasification Combined Cycle））の導入に合わせた重質油のガス化及びその灯油、軽油等の合成燃料への転換を図ること。

措置の具体的内容	効果

(3) 技術開発に関する措置

目標：上記(1)及び(2)に係る技術開発その他の原油等の有効な利用のための技術開発に取り組むこと。

措置の具体的内容	効果

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 文字は、かい書でインキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
- 3 各項目について、欄が不足する場合は、必要に応じて欄を追加して、記載すること。

様式第十（第四条関係）

原油等の有効利用目標達成計画の変更

経済産業大臣 殿

年 月 日

住 所

氏 名

印

（法人にあつては名称及び代表者の役職名、氏名）

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第11条第1項の規定に基づき、次のとおり提出します。

特定燃料製品供給事業者のうち揮発油、灯油、軽油又は重油の製造をして供給する事業を行う者の名称及び主たる事務所の所在地

事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒

原油等の有効利用目標達成計画の変更の具体的内容

変更事項	
変更前	
変更後	
変更年月日	
変更の 具体的な理由	

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 文字は、かい書でインキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

バイオエタノールの利用目標達成計画

経済産業大臣 殿

年 月 日

住 所

氏 名

印

（法人にあつては名称及び代表者の役職名、氏名）

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第7条第1項の規定に基づき、次のとおり提出します。

特定エネルギー供給事業者のうち揮発油の製造をして供給する事業を行う者の名称及び主たる事務所の所在地

事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒

前年度の揮発油の供給量等

・前事業年度の揮発油の供給量

前事業年度の揮発油の供給量			
年 月 日 - 年 月 日(注)			
生産量	輸入量	輸出量	供給量 (a)+(b)-(c)
(a)	(b)	(c)	(d)
キロリットル	キロリットル	キロリットル	キロリットル

注) 前事業年度の期間を具体的に記載すること。

注) 生産は、第三者に委託して製造した量を含み、第三者から受託して製造した量を除くこと。

注) 輸出入には、第三者に委託して輸出入した量を含み、第三者から受託して輸出入した量を除くこと。

注) 第三者に委託して製造又は輸出入した量については、その受託者及び受託量を示す資料を添付すること。

・前年度の揮発油の供給量

(事業年度が4月1日～3月31日以外の事業者は、以下の記載欄に平成21年4月1日～平成22年3月31日までの供給量を記載すること。事業年度が4月1日～3月31日の事業者は記載不要。)

前年度の揮発油の供給量			
平成21年4月1日 - 平成22年3月31日			
生産量	輸入量	輸出量	供給量 (e)+(f)-(g)
(e)	(f)	(g)	(h)
キロリットル	キロリットル	キロリットル	キロリットル

注) 生産は、第三者に委託して製造した量を含み、第三者から受託して製造した量を除くこと。

注) 輸出入には、第三者に委託して輸出入した量を含み、第三者から受託して輸出入した量を除くこと。

注) 第三者に委託して製造又は輸出入した量については、その受託者及び受託量を示す資料を添付すること。

その他非化石エネルギー源の利用の目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に係る事項
 草本、木本等のセルロース又は藻類等を原料として製造されるバイオ燃料の技術開発の推進及びその導入に関する措置に係る計画

--

バイオエタノールを加工・混和するための設備の設置、既存設備の改修に関する措置に係る計画

(全体計画)

--

(具体的事項)

製油所名	設備名	措置の内容等(新設・改造・改修の別)	使用方法・設備能力等	工事期間	使用開始時期	予算額

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 文字は、かい書でインキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
- 3 各項目について、欄が不足する場合は、必要に応じて欄を追加して、記載すること。

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する基本方針(平成22年経済産業省告示第160号)

我が国のエネルギー供給事業者によって供給されるエネルギーの供給源の相当部分を化石燃料が占めており、かつ、エネルギー供給事業に係る環境への負荷を低減することが重要となっている状況下において、エネルギー供給事業者が、資源の枯渇のおそれが少なく、環境への負荷が少ない非化石エネルギー源の利用や、化石エネルギー原料の有効な利用を図ることが重要となっている。

エネルギー基本計画(平成22年6月18日閣議決定)においても、我が国のエネルギー供給構造については、化石燃料への依存度の低減、供給安定性の確保、地球温暖化問題への対応を図ることが喫緊の課題であり、中長期的にエネルギー供給構造を改革していくことが重要であるという認識の下に、我が国の2020年における目標として、

電源構成に占めるゼロ・エミッション電源の比率を約50%以上とすること、

ガス事業者へのバイオガス利用目標の設定等を通じて、バイオガスの利用拡大を推進すること、

バイオ燃料については、LCAでの温室効果ガス削減効果等の持続可能性基準を導入し、同基準を踏まえ、十分な温室効果ガス削減効果や安定供給、経済性の確保を前提に、全国のガソリンの3%相当以上の導入を目指すこと、

を掲げているところである。

こうした情勢を踏まえ、エネルギー供給事業者は、太陽光、風力等の再生可能エネルギー源、原子力等の非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に努めることが必要である。

また、国はエネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進を図るための施策を講ずることとする。

この基本方針は、このような認識のもと、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進を総合的に進める見地から必要な事項を定めるものである。

第一 非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用のためにエネルギー供給事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項

1 非化石エネルギー源の利用のためにエネルギー供給事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項

エネルギー供給事業者が行う事業ごとに、非化石エネルギー源の利用のためにエネルギー供給事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項を示す。

(1) 電気事業者

非化石エネルギー源の利用のために電気事業者が講ずべき措置として、電気事業者は次に掲げる事項に取り組むこととするが、原子力発電所に係る事項については、安全の確保を大前提とし、立地地域の住民を始めとする国民の理解を得つつ、取り組むこととする。

電気事業者は、原子力発電所の新增設、既設の原子力発電所の高経年化対策に着実に取り組むとともに、既設の原子力発電所の将来的な廃止措置や代替となる原子力発電所の必要性も踏まえた計画的な新增設に取り組むこととする。

電気事業者は、広域的運営の観点を踏まえた原子力発電所の新增設を含め、原子力発電所の新增設を推進するための措置に取り組むこととする。

電気事業者は、原子力発電所の設備利用率を向上させるため、保安活動の着実な実施及び保全活動の最適化により、計画外停止の発生防止を図るとともに、個々の原子力発電所の特性に応じた運転期間の設定を行い、発電期間の長期化に取り組むこととする。

電気事業者は、既設の原子力発電所について、その特性を踏まえつつ、その出力の向上に取り組むこととする。

電気事業者は、再生可能エネルギー源を利用した電源の新增設に取り組むとともに、我が国における再生可能エネルギー源を利用した電源が増加することに伴い必要となる系統安定化対策に取り組むこととする。

電気事業者は、太陽光を変換して得られる電気（以下「太陽光発電による電気」という。）を電気事業者が適正な価格で買い取ること等を定める制度（以下「買取制度」という。）に基づき、当該電気を調達することとする。

(2) 熱供給事業者

太陽熱、大気中の熱、河川水等の水中の熱、雪氷熱、地中熱、木質バイオマス、廃棄物（化石燃料に該当するものを除く。）等の非化石エネルギー源の導入に取り組むこととする。

(3) ガス事業者

ガス事業者は、安定供給並びにバイオマスから発生したガス（以下「バイオガス」という。）の賦存量及び経済性等の制約も留意しつつ、バイオガスの導入によるガス供給を拡大するよう取り組むこととする。

ガス事業者は、バイオガスの購入要領を策定及び公表する等、バイ

オガスを供給用のガス導管に受け入れるための環境整備に取り組むこととする。

ガス事業者は、バイオガスの利用推進のため、バイオガスを効率的に発生させる技術の開発及び精製設備、貯蔵設備等の技術の向上に取り組むこととする。

(4) 石油供給事業者

燃料製品供給事業者のうち、揮発油、灯油、軽油又は重油の製造(第三者に委託して製造すること又は輸入すること若しくは第三者に委託して輸入することを含む。)をして供給する事業を行う者(以下「石油供給事業者」という。)は、エネルギー源の多様化、地球温暖化対策の観点から、バイオマス为原料として製造される輸送用燃料(以下「バイオ燃料」という。)を導入することとする。その際、導入するバイオ燃料は、揮発油等のライフサイクルアセスメント(以下「LCA」という。)での温室効果ガス排出量と比較して、一定以上の温室効果ガス排出削減効果があるものとする。

石油供給事業者は、バイオ燃料を円滑に導入するために、バイオ燃料の製造設備、混和設備、出荷設備等のインフラ環境の整備に努めることとする。

石油供給事業者は、バイオ燃料のうち、食料と直接競合せず、生態系への影響も少ない草本、木本等のセルロース又は藻類等を原料として製造されるもの(以下「次世代バイオ燃料」という。)の技術開発に努めることとする。

なお、次世代バイオ燃料の技術開発に当たっては、揮発油等のLCAでの温室効果ガス排出量と比較して、温室効果ガス排出削減効果が50%以上あるものとすることを目標とする。

石油供給事業者は、バイオ燃料を調達する際には、調達するバイオ燃料の原料の需給が食料価格に与える影響を回避できるよう十分に配慮するとともに、災害や異常気象等によりバイオ燃料の原料の生産量の著しい減少が懸念される場合等は、バイオ燃料の原料の生産量等、国が必要とする情報を国に提供することとする。

石油供給事業者は、バイオ燃料を調達する際には、調達するバイオ燃料の生産による原料生産国の生態系への影響を回避するため、原料生産国の国内法を遵守してバイオ燃料又はバイオ燃料の原料の生産を行っている事業者から調達を行うよう十分に配慮するとともに、バイオ燃料の原料の生産地域における生物多様性が著しく損なわれることが懸念される場合等は、当該地域における生態系の状況等、国が

必要とする情報を国に提供することとする。

(5) 液化石油ガス事業者

燃料製品供給事業者のうち、石油ガス（液化したものに限る。以下同じ。）の製造（第三者に委託して製造すること又は輸入すること若しくは第三者に委託して輸入することを含む。）をして供給する事業を行う者は、安定供給並びにバイオガスの賦存量及び経済性等の制約も留意しつつ、石油ガスにバイオガスから製造される燃料を混和して利用することにより非化石エネルギー源の利用に取り組むこととする。

2 化石エネルギー原料の有効な利用のためにエネルギー供給事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項

エネルギー供給事業者が行う事業ごとに、化石エネルギー原料の有効な利用のためにエネルギー供給事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項を示す。

(1) ガス事業者

ガス事業者は、液化天然ガスの貯蔵等に当たって発生するボイル・オフ・ガス（液化天然ガスを貯蔵し、可燃性天然ガス製品を製造するまでの過程において、外部からの熱により自然に発生する可燃性天然ガスをいう。）を活用するため、冷却装置の設置による再液化や圧縮機の効率化等に取り組むこととする。

(2) 石油精製業者

燃料製品供給事業者のうち、揮発油、灯油、軽油又は重油の製造をして供給する事業を行う者（以下「石油精製業者」という。）は、石油をめぐる諸情勢を勘案し、重質油分解能力の向上（重質油分解装置の装備率の向上、設備の運転面の改善等をいう。以下同じ。）、コンビナート連携の促進、関連技術の開発の推進等を通じて、国内の石油製品需要は減少傾向にあるものの、将来においても我が国の一次エネルギー供給の相当程度を占める重要なエネルギー源である原油等（化石エネルギー原料として利用される原油その他の揮発油、灯油、軽油又は重油の原料をいう。以下同じ。）の有効な利用に取り組むこととする。

(3) コークス供給業者

燃料製品供給事業者のうち、コークスの製造をして供給する事業を行う者は、石炭をめぐる諸情勢を勘案し、企業間連携の促進、関連技術の開発の推進等を通じて、粘結性の低い原料炭を利用して需要に応じたコークスを製造することにより、石炭の有効な利用に努めるこ

ととする。

第二 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進のための施策に関する基本的な事項

1 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用の促進のための施策に関する基本的な事項

- (1) 国は、非化石エネルギー源の利用を促進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めることとする。
- (2) 国は、非化石エネルギー源の利用に必要な技術開発や人材育成を行うとともに、事業者による技術開発や人材育成の支援を行うこととする。
- (3) 国は、再生可能エネルギー源の利用を促進するため、関連する規制の在り方について検討を加え、その結果を踏まえて所要の措置を講ずることとする。
- (4) 国は、再生可能エネルギー源の利用の円滑化を図るために、再生可能エネルギー源の利用の必要性及び利用に要する費用について、広報及び広聴活動を通じて国民に周知を図り、その理解と協力を得られるよう努めることとする。
- (5) (1)から(4)までの他、エネルギー供給事業の特性に応じた施策は次のとおりである。

電気事業

電気事業者による非化石エネルギー源の利用の促進のための施策として、国は、次に掲げる事項に取り組むこととするが、原子力の利用に係る施策の実施に当たっては、安全の確保を大前提とし、立地地域の住民を始めとする国民の理解を得つつ、取り組むこととする。

- () 国は、原子力の利用を推進するため、きめ細かい広聴及び広報活動による立地地域の住民を始めとする国民全体との相互理解の向上を図り、利害関係者とのコミュニケーションを一層充実させるとともに、国、地方自治体及び電気事業者との関係について、より望ましい関係の構築に向けて取り組むこととする。
- () 国は、原子力発電所等立地地域による生活の利便性向上や産業振興等を通じた地域振興の取組を支援し、発電用施設の設置及び運転の円滑化を図ることとする。
- () 国は、原子力発電所の新增設、設備利用率の向上など原子力の利用の推進に当たり課題が生じた場合においては、当該課題の特性に応じつつ、自ら主体的に、又は電気事業者等と連携して、当該課題の原因についての関係者間の認識共有を図るとと

もに、積極的に当該課題の解決に向けて取り組むこととする。

- () 国は、核燃料の安定的な供給を実現するため、ウラン資源を含む核燃料の安定的な調達に資する取組を実施することとする。
- () 国は、長期にわたり原子力によるエネルギー供給を可能とするため、核燃料サイクルの確立に向けた取組を着実に実施することとする。
- () 国は、特定放射性廃棄物の最終処分に関し、原子力発電環境整備機構（以下「NUMO」という。）及び事業者と連携して国民との相互理解を進めつつ、着実に取り組むこととする。
- () 国は、次に掲げる基本的な考え方に基づき、買取制度を定め、着実に運用することとする。
 - (ア) 電気事業者が、一定の期間において適正な価格により太陽光発電による電気の買取り（以下単に「買取り」という。）を行うことが重要であること。
 - (イ) 買取りの価格については、太陽光発電に係る設備の設置者の負担の水準、投資回収に要する年数、国及び地方自治体による財政支援の水準、電力需要家の負担の水準等を勘案し、太陽光発電による電気の調達の促進に資するよう設定するとともに、太陽光発電に係る設備のコスト低減を図りつつ、買取りの価格を引き下げることが重要であること。
 - (ウ) 買取りの期間については、国及び地方自治体による財政支援の水準、電力需要家の負担の水準等を勘案し、適切な投資回収が可能となる期間の設定が重要であること。
 - (エ) 買取りの対象については、太陽光発電による電気の量のうち、当該太陽光発電に係る設備の設置者が自ら消費する量を除いた余剰の量を対象とし、一般家庭、工場、事業所、公的施設等の太陽光発電による電気を対象とすることが重要であること。
 - (オ) 買取りに係る費用を電気事業者による電気の供給の対価を構成する要素として、適切に全ての電力需要家に対して転嫁する「全員参加型」の制度とすることが重要であること。
- () 国は、買取りに係る費用の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため、買取制度の趣旨及び内容について、広報及び広聴活動を通じて国民に周知を図り、その理解と協力を得るよう努めることとする。また、国民からの買取制度の内容に係る照会等に対し、適切に対応するよう努めることとする。

- () 国は、再生可能エネルギー源の利用を促進するため、諸外国の動向や現行の買取制度を踏まえ、我が国の実情に即した固定価格買取制度を構築することとする。

熱供給事業

国は、地域及び街づくりへの貢献を踏まえた地方公共団体等に対する熱供給事業の普及に関する積極的な広報に取り組むとともに、官民の関係主体間の連携を図ること等により、熱供給導管の効率的かつ着実な敷設と河川水等の効率的な利用を実現できるよう取り組むこととする。

ガス事業

- () 国は、バイオガスの利用促進に係る関係機関に対する情報の提供、バイオガスの原料が下水汚泥や食品廃棄物等多岐にわたることを踏まえた官民の関係主体間の連携を図ることにより、バイオガスの利用促進に向けた環境整備に取り組むこととする。
- () 地方公共団体は、バイオガスの原料の多くが管理される下水処理施設、一般廃棄物処理施設等の設置者又は許可権者として、バイオガスの計画的な利用促進のため、その発生及び利用の状況等のガス事業者に対する情報提供を行うことが望まれる。
- () 地方公共団体は、その地域の経済的社会的諸条件を考慮しつつ、下水処理施設等での下水汚泥等のエネルギー利用の推進及び地域における食品関連事業者等との連携を図ることにより、バイオガスの利用促進のための必要な措置を講ずることが望まれる。

石油供給事業

- () 国は、バイオ燃料の L C A での温室効果ガス排出量について、算出する際の根拠となるデータや計算過程等を広く国民に対して明らかにし、適正に評価することとする。今後、根拠となるデータ等の改定が国際的に進んだ場合には、国際整合性も踏まえ、国は適宜、バイオ燃料の L C A での温室効果ガス排出量について見直しを行うこととする。
- () 国は、エネルギーセキュリティの観点から、バイオ燃料の安定供給の確保に向けて、国内におけるバイオ燃料の導入量に占める、国産バイオ燃料の割合及び国内の事業者が海外への技術の供与又は資本の投資等を通じて生産に関与した原料から製造されるバイオ燃料の割合を一定程度まで高めるために、必要に応じて、関係省庁で連携して、国産バイオ燃料の増産及び次世

代バイオ燃料の技術開発を促進するとともに、国産バイオ燃料及び次世代バイオ燃料が国民の許容しうる合理的な価格で普及していくよう所要の環境整備に取り組むこととする。

- () 国は、我が国のバイオ燃料の利用促進が、世界の食料価格及び食料供給に対し、どのような影響を与えるかについて、必要に応じて、関係省庁で連携して評価を行い、将来的には、食料価格に与える影響について定量的に評価する手法や分析モデルを確立することが重要であることも踏まえ、所要の措置を講ずることとする。
- () 国は、我が国のバイオ燃料の利用が、原料生産国の生態系に与える影響について、必要に応じて、関係省庁で連携して評価を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとする。
- () 国は、バイオ燃料の製造、混和、出荷等を行う製油所、油槽所等におけるバイオ燃料製造設備、混和設備、貯蔵設備、出荷設備等の所要の環境整備に対し、必要な措置を講ずることとするとともに、今後、国民の許容しうる合理的な価格でバイオ燃料の円滑な導入を進めるために、必要な措置を講ずることとする。
- () 国は、食料と直接競合せず、生態系への影響も少ない次世代バイオ燃料の技術開発を促進することとする。

なお、次世代バイオ燃料の技術開発に当たっては、揮発油等のLCAでの温室効果ガス排出量と比較して、温室効果ガス排出削減効果が50%以上となることを目標とする。

2 エネルギー供給事業者による化石エネルギー原料の有効な利用の促進のための施策に関する基本的な事項

- (1) 国は、化石エネルギー原料の有効な利用を促進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めることとする。
- (2) 国は、石油をめぐる諸情勢を踏まえ、石油精製業者による原油等の有効な利用に係る取組が適切かつ円滑に進むよう、重質油分解装置の装備率の向上に係る基準を定め、着実に運用するとともに、石油精製業者による重質油分解能力の向上のための設備の運転面の改善等を促し、コンビナート連携の促進、関連技術の開発の推進等に係る所要の環境整備を進めることとする。

第三 その他エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する事項

1 非化石エネルギー源の利用の促進に関する事項

(1) 電気事業者

電気事業者は、非化石エネルギー源の利用を推進するため、技術開発に取り組むこととする。

電気事業者は、原子力の利用を推進するため、必要な人材の育成及び確保に取り組むこととする。

電気事業者は、ウラン資源を含む核燃料の安定確保に取り組むとともに、自らの計画を踏まえ、プルサーマルの着実な実施や中間貯蔵施設の立地に向けた取組など、核燃料サイクルの確立に向けた取組を着実に進めることとする。

電気事業者は、特定放射性廃棄物の最終処分の実施に向け、必要な取組を着実に行うこととする。また、本事業が円滑に実施できるよう国及びNUMOと連携して国民との相互理解を進める。

電気事業者は、原子力発電所の新增設、リプレース、設備利用率の向上、核燃料サイクルの確立等の取組を円滑に実施するため、原子力発電所等の運営の将来ビジョンに沿って、地方自治体の持つ地域の将来像に関するビジョンも踏まえ、原子力発電所等とその立地地域との共生、立地地域の住民を始めとする国民との相互理解の醸成に取り組むこととする。

(2) 石油供給事業者等

バイオ燃料の普及に当たっては、石油供給事業者による取組の他、バイオ燃料の製造・物流・販売工程や、石油製品にバイオ燃料を混和する品質調整の工程も含めた供給サイド全体での対応が必要であり、これらの工程においても、揮発油等のLCAでの温室効果ガス排出量と比較して一定以上の温室効果ガス排出削減効果があるバイオ燃料を調達することや、揮発油等と比較した温室効果ガス排出削減効果を50%以上とすることを目標とする次世代バイオ燃料の技術開発に取り組むこと、調達するバイオ燃料の原料の需給が食料価格に与える影響について配慮すること、調達するバイオ燃料の原料が生態系に与える影響について配慮することが重要である。

また、バイオ燃料の利用に際しては、バイオ燃料の供給障害、天候不良によるバイオ燃料の原料の不作その他のバイオ燃料の利用の障害となる事象に十分配慮することが重要である。

2 化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する事項

現状においては、水素は燃料製品として規定していないものの、将来的には原油の有効利用及びCO₂低減策としてエネルギー効率の高い水素エネルギーの活用を進めることが重要であり、そのために必要なインフラ面

等の技術開発等を進めることが重要である。また、あわせて、こうした供給サイドの取組を促す観点からも燃料電池製品の普及に必要な取組を進めることが重要である。

また、石油の精製に加え、物流・販売部門も含めて、自動車や家庭等における今後の新たなエネルギー需要に対応して、原油等の有効な利用に歩調を合わせた取組が行われることが重要である。

附 則（平成二十二年十一月十九日経済産業省告示第 238 号）
この告示は、平成二十二年十一月十九日から適用する。

非化石エネルギー源の利用に関する一般電気事業者等の判断の基準（平成 22 年経済産業省告示第 278 号）

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成 21 年法律第 72 号。以下「法」という。）第 2 条第 7 項に規定する特定エネルギー供給事業者のうち、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成 21 年政令第 222 号）第 5 条第 1 号に規定する事業を行う者である一般電気事業者等（電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する一般電気事業者（以下単に「一般電気事業者」という。）及び同項第 8 号に規定する特定規模電気事業者（以下単に「特定規模電気事業者」という。）をいう。）について、法第 5 条第 1 項の規定に基づき、非化石エネルギー源の利用に関する一般電気事業者等の判断の基準となるべき事項を次のとおり定める。

1. 非化石エネルギー源の利用の目標

一般電気事業者は、平成 32 年における非化石電源（エネルギー源として法第 2 条第 2 項に規定する非化石エネルギー源（以下単に「非化石エネルギー源」という。）を利用する電源をいう。）による発電量（他の者から調達した電気の量を含み、他の一般電気事業者等に供給した電気の量を除く。以下同じ。）の、すべての電源による発電量に対する比率（以下「非化石電源比率」という。）を 50% 以上とすることを目標とする。ただし、原子力発電所の保有状況、平成 22 年度の供給計画（電気事業法第 29 条に規定する供給計画をいう。以下同じ。）における平成 22 年度以降の電源開発に係る計画等を踏まえ、この目標の達成が合理的に不可能と認められる一般電気事業者については、平成 22 年度の供給計画における当該供給計画の最終年度の非化石電源比率以上の比率を目標値として定めることができる。

特定規模電気事業者は、平成 32 年における非化石電源比率を 2% 以上とすることを目標とする。

2. 推進すべき非化石エネルギー源の利用の実施方法に関する事項

一般電気事業者等は、非化石エネルギー源の利用を推進し、1. に定める非化石電源比率の目標の達成に資するため、次に掲げる事項を実施するものとする。とりわけ、原子力発電所に係る事項については、安全の確保を大前提とし、立地地域の住民を始めとする国民の理解を得つつ、取り組むものと

する。

一般電気事業者は、原子力発電所の新增設には長期間を要するため、その着実な進捗を確保する上で計画的な取組の実施が重要であることにかんがみ、平成22年度の供給計画を含め、自ら計画している原子力発電所の新增設について、その進捗に支障が生じた場合には、当該支障を克服するための手段又は計画の遅延による影響を抑制するための手段を、広域的運営の観点も踏まえて検討すること。

一般電気事業者は、既設の原子力発電所の廃止措置を検討する際には、代替となる原子力発電所の建設の必要性も踏まえた計画的な電源開発のあり方について検討すること。

一般電気事業者は、原子力発電所の特性に応じて、より長期の運転期間の設定について検討すること。

一般電気事業者は、原子力発電所の運転実績向上に資するため、他の原子力発電所の運転を行っている事業者と運転及び保全活動に係る知見を共有し、活用するための取組を継続的に実施すること。

一般電気事業者は、保有する原子力発電所における設備利用率の平均値が、三箇年度続けて前年度を下回った場合（設備利用率の平均値が85%以上である場合を除く。）であって、かつ、全国平均値を下回った場合は、その原因を分析し、その結果に応じて、必要に応じて国とも連携しつつ、設備利用率向上のために必要な措置を検討すること。

一般電気事業者等は、経済性も考慮しつつ、再生可能エネルギー源を利用した電源の新增設について検討すること。

3. 再生可能エネルギー源の利用に係る費用の負担の方法その他の再生可能エネルギー源の円滑な利用の実効の確保に関する事項

太陽光発電による電気の調達

一般電気事業者は、非化石エネルギー源の利用の重要性にかんがみ、法第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源（以下単に「再生可能エネルギー源」という。）としての太陽光の利用を図るための一つの取組として、太陽光発電設備により太陽光を変換して得られる電気（以下「太陽光発電による電気」という。）の調達を行うことが重要である。

そのため、一般電気事業者は、次に掲げる要領にしたがって、太陽光発電による電気（一般電気事業者等）の需要家が設置した太陽光発電設備（発電能力が500kW以上のもの、発電事業目的で設置されたもの及び昼間の電力消費が一年間を通じてほとんどなく、又は昼間の電力消費がある時期が限られている施設又は設備（以下「施設等」という。）に設置されたもの

を除く。以下同じ。)によるものに限る。以下同じ。)のうち、余剰電力(太陽光発電による電気のうち、当該太陽光発電設備が設置された施設等において消費された電気を除いた部分であって、かつ、当該太陽光発電設備が設置された施設等に接続されている一般電気事業者が維持・運用する配電線に逆流した部分をいう。以下同じ。)の調達(以下「太陽光電力買取」という。)を行うこととする。

(イ) 住宅用太陽光発電設備に係る太陽光電力買取

(1) 太陽光発電設備の発電能力が 10kW 未満のもの

) 単価

太陽光電力買取の単価は、当該太陽光発電設備の設置に要する費用の水準を前提に、太陽光発電設備の設置者(以下単に「設置者」という。)を過度に利することがなく、かつ、太陽光電力買取に要した費用を転嫁される(注)電気の需要家に過度の負担となることのないような期間で設置に要する費用を回収でき、かつ、全体として現在の相対契約による価格に比して高い水準であることにより、我が国における太陽光電力買取の可能量を増大させるとともに、太陽光電力買取に要した費用を電気の需要家に電気の供給の対価として適切に転嫁することができるような単価(表1参照)とすること。

表 1

太陽光電力買取の契約申込み時期	単価
平成 23 年 3 月 31 日まで	48 円/kWh

ただし、当該太陽光発電設備が設置された施設等において、自家発電設備その他の当該施設等に電気を供給する設備(以下「自家発電設備等」という。)が設置されている場合については、当該自家発電設備等による電気の供給量が余剰電力の量に与える影響を勘案した単価(表2参照)とすること。

表 2

太陽光電力買取の契約申込み時期	単価
平成 23 年 3 月 31 日まで	39 円/kWh

) 期間

太陽光電力買取を行う期間は、我が国における太陽光電力買

取の可能量を増大させる観点及び設置者を過度に利することがなく、かつ、太陽光電力買取に要した費用を転嫁される電気の需

要家に過度の負担となることのないような期間とする観点から、現に太陽光発電設備の設置に要する費用の回収期間として実現可能な早期の期間を踏まえ、太陽光電力買取のための受給開始日から10年間とすること。

- (2) 太陽光発電設備の発電能力が10kW以上のもの
) 単価

(1)) に準じた単価(表3参照)とすること。

表3

太陽光電力買取の契約申込み時期	単価
平成23年3月31日まで	24円/kWh

ただし、当該太陽光発電設備が設置された施設等において、自家発電設備等が設置されている場合については、(1)) ただし書に準じた単価(表4参照)とすること。

表4

太陽光電力買取の契約申込み時期	単価
平成23年3月31日まで	20円/kWh

) 期間

(1)) に準じた期間(10年間)とすること。

- (ロ) 非住宅用太陽光発電設備に係る太陽光電力買取
) 単価

(イ)(1)) に準じた単価(表5参照)とすること。

表5

太陽光電力買取の契約申込み時期	単価
平成23年3月31日まで	24円/kWh

ただし、当該太陽光発電設備が設置された施設等において、自家発電設備等が設置されている場合については、(イ)(1)) ただし書に準じた単価(表6参照)とすること。

表6

太陽光電力買取の契約申込み時期	単価
平成23年3月31日まで	20円/kWh

) 期間

(イ)(1)) に準じた期間(10年間)とすること。

- (ハ) 付随する取組

一般電気事業者は、上記要領にしたがった太陽光電力買取に係る契約条件についてパンフレット、インターネットその他の方法により適切な周知を図ること。

(注) 太陽光電力買取に要した費用の適切な転嫁のあり方

(イ) 及び (ロ) の要領にしたがって行う太陽光電力買取については、太陽光電力買取に要した費用が、一般電気事業者等の全需要家に対して、電気の供給の対価を構成する要素として適正に転嫁されることが前提となる。その基本的な考え方は次のとおりである。

- (1) 太陽光電力買取に要した費用の総額（以下「買取総額」という。）から、太陽光電力買取による一般電気事業者の回避可能費用（太陽光電力買取により一般電気事業者がその需要に応じた電気の供給のために必要な発電量が減少したことによって一般電気事業者が支出することを免れる費用をいう。以下同じ。）を差し引いた額を転嫁すること。
- (2) 電気の需要家及び一般電気事業者の間における負担の過不足を生じさせないため、買取総額は、実績値に基づくこと。
- (3) 電気の供給の対価を構成する要素として、需要家が公平かつ確実に負担するため、一般電気事業者ごとに転嫁の単価は単一とし、転嫁する額は各電気の需要家の使用電力量に応じた額とすること。
- (4) 転嫁の単価に係る季節による変動の平準化等のため、買取総額の集計期間及び転嫁の単価の設定期間は1年とすること。

こうした考え方にに基づき、当年度における転嫁の単価は、当年度分の転嫁による収入に係る法人事業税等相当額を加味しつつ、次の算式により算出した額に、消費税等相当額を加えた額とすることを基本とする。

$$\frac{\text{前年における買取総額} - \text{前年における回避可能費用}}{\text{当年度における想定総需要電力量}}$$

なお、当年度における転嫁の単価については、前年における買取総額が実績値に基づくこと等、その算定のために必要な数値が変動するものであることにかんがみ、毎年度、転嫁の実施に先立って、その算定のために必要な数値が確定し次第、可能な限り速やかに具体的な単価を設定するものとする。

また、各電気の需要家に転嫁する額は、次の算式により算出した額とする。

$$\text{当年度における転嫁の単価} \times \text{当該需要家の使用電力量}$$

一般電気事業者は、我が国における再生可能エネルギー源を利用した電源が増加することに伴い必要となる系統安定化対策について、その必要性を検証するとともに、その結果に応じて、より有効な系統安定化対策の実施のため、経済性も考慮しつつ、蓄電池の設置など、講ずべき措置について検討すること。

附 則

この告示は、平成二十一年十一月一日から適用する。

附 則（平成二十二年十一月十九日経済産業省告示第 239 号）

この告示は、平成二十二年十一月十九日から適用する。

(別紙)

太陽光発電による電気の調達に関する電気事業者の判断の基準に係る留意事項等

- (1) 太陽光発電による電気の調達に関する電気事業者の判断の基準(平成21年経済産業省告示第278号。以下「判断基準」という。)における、「発電事業目的で設置されたもの」については、当該施設等に関する電気の需給契約を上回る規模の太陽光発電設備を設置している場合等が該当する。また、「昼間の電力消費が一年間を通じてほとんどなく、又は昼間の電力消費がある時期が限られている施設又は設備に設置されたもの」については、当該施設等に関する電気の需給契約が、融雪用電力、公衆街路灯等のための契約であって、特定の季節や夜間の消費のみに適用される契約となっているものなどが該当する。

なお、需給契約の電気容量を上回る発電能力の太陽光発電設備を設置している場合や、500kW以上であるものの分割により外形的に小規模な単位のものとしている場合等は、太陽光電力買取の対象とはならない。したがって、500kWに満たない場合であっても、太陽光発電設備の発電能力が50kW以上の場合など発電事業目的である可能性が大きい場合には、需給契約の電気容量と比較して判断する必要がある。

- (2) 判断基準(1)における「住宅」とは、家庭・個人の居住の用に供される家屋(集合住宅を含む。)をいう。

店舗、事務所等を兼用している場合も、原則として「住宅」と評価される。なお、当該太陽光発電設備が住宅用であるか否かは、低圧に連系される受給契約であるかどうかを判断の基礎とする。

- (3) 判断基準(1)等における「発電能力」は、最終的に有効に利用できる発電能力を指し、太陽光発電設備の出力そのものではなく、太陽光発電設備の出力といわゆるパワーコンディショナーの容量のいずれか小さい方を指す。また、その規模の把握は、当該施設等に設置された太陽光発電設備の全体を合計した量によることを原則とするものとする。

- (4) 判断基準(1)等における単価は、消費税等相当額を含むものとする。

- (5) 判断基準(1)ただし書等における「自家発電設備等が設置されている場合」については、太陽光電力買取の趣旨を踏まえ、いわゆるリレー装置が設置されている等、当該自家発電設備等から発電又は放電された電気が配電線に逆流することがない場合にのみ対象となる。

- (6) 判断基準(1)) 等における期間については、太陽光発電設備の増減等により契約の更改があった場合であっても、当初の買取り開始時点を起算点とする。また、10年間は、検針日間の1月を単位として考慮する(10年間= 120月)ものとする。
- (7) 判断基準(2) における「非住宅」とは、工場や事業所等の住宅用途ではない建築物をいい、例えば、庁舎、病院、道路施設、駅舎、上下水道施設、学校、商業施設、防災施設等がこれに該当する。
- (8) 太陽光電力買取は、特定規模電気事業者が、一般電気事業者による当該特定規模電気事業者の需要家の余剰電力を買い取る手続を代行することにより行うことができる。
- (9) 判断基準(注) において、太陽光電力買取に要した費用を転嫁される一般電気事業者及び特定規模電気事業者の需要家については、一般電気事業者が維持・運用する送配電線に接続している者が該当する。
- (10) 判断基準(注) における「回避可能費用」は、全電源平均可変費用による算定を行うこと。ただし、平成21年11月1日以降に一般電気事業者が電気事業法に基づき料金原価等の算定を行い、その結果に基づく新たな料金が適用されるまでの間については、現在の料金原価等に含まれている太陽光発電による電気の購入費用相当額から全電源平均可変費相当額を控除した額について、合わせて控除するものとする。
- (11) 判断基準(注) における「転嫁の単価は単一」については、供給電圧にかかわらず単一とするものとする。
- (12) 判断基準(注) における算式により算定した転嫁の単価(消費税等相当額加算前) について、1銭未満の数値が発生した場合については、当年度の単価については小数点以下の数値を切り捨てする方法により処理し、それにより生じた転嫁額の不足については、翌年度の転嫁額において調整するものとする。
- (13) 判断基準(注) における各電気の需要家に転嫁する額の算式については、従量制の需給契約を締結している場合には、この算式により算出されることとなる。定額制の需給契約を締結している場合及び従量電灯の最低料金部分については、この算式に準じた算定方法により算出されることとなる。
- (14) 判断基準(注) における当年度の転嫁額の算式について、託送供給の場合には、「使用電力量」とあるのは、「接続供給電力量」とする。
- (15) 判断基準(注) における算式により算定した当年度の転嫁額について、前年の買取総額との間で過不足が生じた場合は、翌々年度の転嫁額において調整するものとする。なお、一般電気事業者は(12) の転嫁額の

不足分とともに、上記の過不足の額を経済産業省に報告し、これらを踏まえて判断基準（注）における算式により算定した次年度の転嫁の単価を買取制度小委員会において審議するものとする。

- （１６）判断基準（１）及び（２）にしたがった太陽光電力買取は、平成２１年１１月１日以降の最初の検針日又は計量日から順次開始するものとする。なお、これに関し、判断基準（注）の太陽光電力買取に要した費用の総額の集計期間を１年とするのは、平成２２年１月以降とする。

非化石エネルギー源の利用に関する一般ガス事業者等の判断の基準（平成 22 年経済産業省告示第 240 号）

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成 21 年法律第 72 号。以下「法」という。）第 2 条第 7 項に規定する特定エネルギー供給事業者のうち、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成 21 年政令第 222 号。以下「令」という。）第 5 条第 2 号に規定する事業を行う者である一般ガス事業者等（ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 2 項に規定する一般ガス事業者、同条第 6 項に規定するガス導管事業者及び同条第 9 項に規定する大口ガス事業者をいう。以下同じ。）について、法第 5 条第 1 項の規定に基づき、非化石エネルギー源の利用に関する一般ガス事業者等の判断の基準となるべき事項を次のとおり定める。

1. 非化石エネルギー源の利用の目標

一般ガス事業者等は、平成 27 年において、一般ガス事業者等の供給区域内等で、効率的な経営の下においてその合理的な利用を行うために必要な条件を満たす令第 4 条第 7 号に規定するバイオマスから発生したガス（以下「バイオガス」という。）の 80% 以上を利用することを目標とする。

2. 推進すべき非化石エネルギー源の利用の実施方法に関する事項

一般ガス事業者等は、下水汚泥、食品廃棄物等から発生するバイオガスを利用した可燃性天然ガス製品を製造し、及び供給するため、定期的に、バイオガスの発生源及び発生量等の調査を行うこととする。

一般ガス事業者等は、前号の調査により判明したバイオガスを利用するための技術的評価並びに経済性及び環境性の評価を実施し、その利用可能性を検証することとする。

一般ガス事業者等は、バイオガスの調達に当たり、ガスの組成や受入条件、保安等の調達に係る条件を定め、公表することとする。

一般ガス事業者等は、バイオガスを利用した可燃性天然ガス製品を供給するための品質確保のため、計量、性状等に係る分析等の手法の確立に取り組むこととする。

附 則

この告示は、平成二十二年十一月十九日から適用する。

非化石エネルギー源の利用に関する石油精製業者の判断の基準(平成22年経済産業省告示第242号)

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成21年法律第72号。以下「法」という。)第2条第7項に規定する特定エネルギー供給事業者のうち、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成21年政令第222号。以下「令」という。)第5条第3号に規定する揮発油の製造をして供給する事業を行うもの(以下「石油精製業者」という。)について、法第5条第1項に基づき、非化石エネルギー源の利用に関する石油精製業者の判断の基準となるべき事項を次のとおり定める。

1. 非化石エネルギー源の利用の目標及び実施方法について

(1)石油精製業者は、非化石エネルギー源の利用の実施方法として揮発油にバイオエタノールを混和して自動車用の燃料として利用するものとし、2011年度から2017年度までの7年間の石油精製業者によるバイオエタノールの利用の目標量の総計は、次の表の上欄の年度ごとにそれぞれ同表の下欄の数値とする。

2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
21万KL	21万KL	26万KL	32万KL	38万KL	44万KL	50万KL

(単位は原油換算量(万KL))

(2)石油精製業者のうち、法第7条第1項の規定により計画を経済産業大臣に提出しなければならないもの(以下「特定石油精製業者」という。)は、次の式のとおり、前々年度における当該特定石油精製業者の揮発油の供給量を、前々年度におけるすべての特定石油精製業者の揮発油の供給量の総計で除して得た値に、当年度のバイオエタノールの利用の目標量の総計を乗じて得た量を、当年度において利用することを目標とする。

$$\begin{array}{l}
 \text{当年度の特定石油精製業者のバイオエタノールの利用の目標量} \\
 = \frac{\text{前々年度における当該特定石油精製業者の揮発油の供給量}}{\text{前々年度におけるすべての特定石油精製業者の揮発油の供給量の総計}} \times \text{当年度のバイオエタノールの利用の目標量の総計}
 \end{array}$$

(3) 特定石油精製業者は、バイオエタノールの利用の目標量を達成するために以下の手段を採ることができる。

2以上の特定石油精製業者がグループ会社である場合、当該グループ会社の中の特定石油精製業者が自らのバイオエタノールの利用の目標量を増加させる際、当該グループ会社の中の他の一の特定石油精製業者は、その増加させた数量に相当する数量を自らの利用の目標量から減少させることができる。

特定石油精製業者が他の一の特定石油精製業者(当年度におけるバイオエタノールの利用の目標量を達成できない正当な理由がある者に限る。)

との契約に基づいて自らのバイオエタノールの利用の目標量を増加させる場合、当該他の一の特定石油精製業者は、その増加させた数量に相当する数量を自らの利用の目標量から減少させることができる。

特定石油精製業者は、当年度におけるバイオエタノールの利用の目標量を超えてバイオエタノールを利用した場合、当該目標量を超えて利用した数量を次年度における利用の目標量の達成のために繰り越すことができる。なお、次年度に繰り越された数量については、繰り越された次年度においてのみ利用の目標量の達成のために算定することができる。

特定石油精製業者は、当年度におけるバイオエタノールの利用の目標量を達成できない正当な理由がある場合、経済産業大臣に当年度中にその旨の届出をした上で、次年度の利用の目標量を増加させることにより、その増加させる数量に相当する数量を当年度の利用の目標量から減少させることができる。ただし、当年度の利用の目標量から減少させることができる数量は、当年度の利用の目標量の20パーセントに相当する数量を上限とする。

(4) 経済産業大臣は、バイオエタノールの供給に関して、災害や異常気象等により供給量の著しい減少若しくは価格の著しい高騰が生じた場合、又はバイオエタノールの需給逼迫等により食料価格が高騰し国民生活等への多大な影響を及ぼすおそれがある場合には、バイオエタノールの利用の目標量の引下げその他の緊急時に石油精製業者がとるべき措置について告

示をするものとし、石油精製業者は当該告示を踏まえて、必要な対応をとるものとする。

備考

- ）揮発油の製造をして供給する事業の全部の譲り渡し又は揮発油の製造をして供給する事業を行う者について相続、合併若しくは分割（その事業の全部を承継させるものに限る。）による承継があったときは、当該事業を譲り渡した者又は相続等を行った当該事業を行う者が製造し供給した揮発油の供給量を、当該事業を譲り受けた者又は当該事業を行う者について相続等を受けた者が製造し供給した揮発油の供給量とみなすものとする。
- ）製造し供給する揮発油の供給量が令第7条第3号で規定する要件に該当しない石油精製業者であっても、前事業年度における揮発油の製造量（第三者から受託して製造した量を含み、第三者に委託して製造した量又は輸入した量若しくは第三者に委託して輸入した量を除く。）が60万キロリットル以上である者に委託して製造しているものについては、特定石油精製業者とみなすものとする。
- ）1.(2)において、当年度の特定石油精製業者のバイオエタノールの利用の目標量の算出に当たっては、前々年度におけるすべての特定石油精製業者の揮発油の供給量の総計について、経済産業省が示す値を用いるものとする。
- ）グループ会社とは、親子関係にある複数の石油精製業者（株式所有の比率等により、事業者間の取引が実質的に同一企業内の行為に準ずるものと認められる複数の石油精製業者を含む。）又は共通の石油元売会社等と親子関係にある複数の石油精製業者をいう。
- ）揮発油へのバイオエタノールの混和については、バイオエタノールを直接揮発油に混和する方式と、バイオエタノールから合成したETBE（エチル・ターシャリ・ブチルエーテル）を揮発油に混和する方式のいずれの方式を採ってもよい。
- ）特定石油精製業者は、草本、木本等のセルロースを原料として製造されたバイオエタノールについては、バイオエタノールの利用の目標量の達成のための算定において、その利用量を2倍にして計上することができる。

2. GHG 排出量の算定及び削減の基準について

- (1) 石油精製業者は、バイオエタノールについて、ライフサイクルアセスメ

ント (Life Cycle Assessment。以下「LCA」という。)での温室効果ガス (Green House Gas。以下「GHG」という。)の排出量 (以下「LCAでのGHG排出量」という。)を評価し、バイオエタノールのうち、(3)のGHG排出量削減基準を満たすものを利用するよう努めなければならない。また、特定石油精製業者が、バイオエタノールの利用の目標量を達成するために利用するバイオエタノールについては、当該GHG排出量削減基準を満たすものに限ることとする。

(2)石油精製業者は、バイオエタノールのLCAでのGHG排出量の評価を行う場合には、以下の方法のいずれかによるものとする。

算定式を用いて算出する方法

バイオエタノールのLCAでのGHG排出量は、別表1に定める算定式に基づいて算出するものとする。

既定値を用いて算出する方法

別表2においてLCAでのGHG排出量の構成要素の値が既定値として定められている一部のバイオエタノールについては、当該既定値の合計をLCAでのGHG排出量とすることができる(ただし、別表2に示されているバイオエタノールの原料及び原産国の条件を満たすことを確認したバイオエタノールに限る。)

なお、別表1に定める算定式中の構成要素の値として別表2に示す既定値を代入することにより算出した値を、バイオエタノールのLCAでのGHG排出量とすることもできる。

(3)GHG排出量削減基準は以下のとおりとする。

バイオエタノールの利用に当たっては、LCAでのGHG排出量が揮発油のLCAでのGHG排出量(81.7gCO₂eq/MJ)に比較して50%未満であるものとする。

石油精製業者は、当面の間、年度内に利用したすべてのバイオエタノール(に規定するものを除く。)のLCAでのGHG排出量を加重平均して得た値(ただし、同一の事業者から調達したバイオエタノールのLCAでのGHG排出量については、当該事業者が供給したすべてのバイオエタノールのLCAでのGHG排出量を加重平均して得た値としてよい。)が、揮発油のLCAでのGHG排出量(81.7gCO₂eq/MJ)に比較して50%未満であることによりの基準を満たしているとみなすものとする。

石油精製業者は、当面の間、別表3に掲げる物を原料とするバイオエタノールその他の実証段階にあるバイオエタノールとして公正に評

扱われたものについては、 の基準を満たしているとみなして利用することができる。

3．食料競合及び生物多様性への対応について

(1) 石油精製業者は、バイオエタノールの調達を行う際には、調達するバイオエタノールの原料の需給が食料価格に与える影響を回避できるように十分に配慮するとともに、災害や異常気象等によりバイオエタノールの原料の生産量の著しい減少が懸念される場合等は、バイオエタノールの原料の生産量等、国が必要とする情報を国に提供することとする。

(2) 石油精製業者は、バイオエタノールの調達を行う際には、調達するバイオエタノールの生産による原料生産国の生態系への影響を回避するため、原料生産国の国内法を遵守してバイオエタノール又はバイオエタノールの原料の生産を行っている事業者から調達を行うよう十分に配慮するとともに、バイオエタノールの原料の生産地域における生物多様性が著しく損なわれることが懸念される場合等は、当該生産地域における生態系の状況等、国が必要とする情報を国に提供することとする。

4．その他非化石エネルギー源の利用の目標を達成するために計画的に取り組むべき措置について

(1) 石油精製業者は、中長期的な視点で、草本、木本等のセルロース又は藻類等を原料として製造されるバイオ燃料の技術開発の推進及びその導入に努めなければならない。

(2) 石油精製業者は、バイオエタノールの利用を促進するため、バイオエタノールを加工・混和するための設備の設置、既存設備の改修に努めなければならない。

エタノールの LCA での GHG 排出量の算出方法について

1. 対象ガス

算定すべき GHG の種類は CO₂、CH₄、N₂O とする。CH₄、N₂O の温暖化係数（CH₄、N₂O の排出量を CO₂ 排出量に換算する係数）はそれぞれ 21、310 とする。

CH₄ についてはバイオマスの燃焼に伴う排出及び有機物の発酵による排出、N₂O については肥料の製造、施肥に伴う排出についても算定対象とする。

2. バウンダリ及び算出式

直接的土地利用変化、原料栽培、原料収集、燃料製造、燃料輸送（製油所まで）の各工程を算定対象とする。

副産物が発生する場合、GHG 排出量の一部を控除（アロケーション）できる。

廃棄物・残渣を利用することで、有機物の嫌気性発酵による CH₄ 排出、有機物焼却処理による CH₄、N₂O 排出、その他の処理により GHG 排出が回避できる場合、「削減」として考慮することが出来る。

（算定式）

$$E = e_l + e_{ec} + e_p + e_{td} + e_u - e_{ccs} - e_{ccr}$$

E : 燃料利用に由来する総排出量

e_l : 直接的土地利用変化による炭素ストック量変動に伴う排出量

e_{ec} : 原料栽培・採取に伴う排出量

e_p : 燃料製造に伴う排出量

e_{td} : 輸送・流通に伴う排出量

e_u : 燃料の使用に伴う排出量

e_{ccs} : 炭素回収・隔離による排出削減量

e_{ccr} : 炭素回収・置換による排出削減量（バイオマス起源の CO₂ を回収し、マテリアルとして利用される化石燃料起源の CO₂ を代替するもの）

（備考 1）

) 直接的土地利用変化

直接土地利用変化(同一場所の土地の利用形態が変化すること)が生じ

た場合、直接的土地利用変化に伴う地上・地中の炭素ストック変化を20年に均等配分して計上する。具体的な算定式は以下のとおり。

$$\text{直接土地利用変化に伴う排出 (tCO}_2\text{/t 原料)} = (\text{CS}_R - \text{CS}_A) \times 44/12 / X / P / 1000$$

CS_R : 直接土地利用変化前における土壌中及び植生中の炭素ストック (tC/ha)

CS_A : 原料調達時の土地利用形態における土壌中及び植生中の炭素ストック (tC/ha)

P : 原料の収率 (GJ/ha)。当該原料を用いた場合の、単位面積あたりのバイオ燃料の生産量 (熱量ベース) で表す。

直接土地利用変化の算出においては、IPCC (Intergovernmental Panel on Climate Change) の公表資料又は国際的に公平・中立なデータを用いて算出をしなければならない。ただし、バイオエタノールの安定的な調達の確保等のため、これらの資料又はデータを用いた算出が困難なバイオエタノールを調達せざるを得ない場合については、事業者が入手可能な資料又はデータを用いて算出することとする。

直接土地利用変化の算出については、平成24年4月1日以降実施するものとし、その算出の起算日も同日とする。

) 原料栽培工程

原料栽培工程については、原料の栽培や収穫に要した化石燃料や電力・熱等のエネルギー起源のCO₂に加え、投入する肥料及び殺虫剤の製造・調達に要したエネルギー起源のCO₂、有機物の発酵に伴うCH₄、肥料の製造・施肥に伴うCO₂及びN₂Oの排出を計上しなければならない。

発生したCO₂を回収・隔離又は置換している場合、排出量から控除してもよい。

なお、廃棄物・残渣系原料を原料とする場合、原料の収集に要したエネルギー起源のCO₂のみを考慮すれば良い。また、廃棄物・残渣を利用することで、従来のGHG排出(例えば、有機物の嫌気性発酵によるCH₄排出等)を回避できる場合、当該量を定量化できる場合はバイオ燃料のLCAでのGHG排出量から控除してもよい。

廃棄物・残渣系原料の利用に際するリーケージについては当面の間政府の監視項目とし、事業者による算定は不要とする。

化石燃料、電力の排出係数については、LCAを踏まえて算出した排出係

数を使用することとする。

) 原料輸送工程

原料輸送工程については、原料の輸送や貯蔵、中間処理に要した化石燃料や電力・熱のエネルギー起源の CO₂ を計上しなければならない。

他貨物と共同で輸送されている場合、当該輸送機関が消費したエネルギーを重量で按分し、自らの排出とする。

復路便が空荷の場合には、復路便のエネルギー消費についても考慮しなければならない。

化石燃料、電力の排出係数については、LCA を踏まえて算出した排出係数を使用することとする。

) 燃料製造工程

燃料製造工程については、燃料の製造に要した化石燃料や電力・熱のエネルギー起源の CO₂、廃棄物の処理に伴う CO₂、CH₄ 及び農薬、肥料、触媒、その他の化学物質の製造・調達に要したエネルギー起源の CO₂ の排出を計上しなければならない。

発生した CO₂ を回収・隔離又は置換している場合、排出量から控除してもよい。

化石燃料、電力の排出係数については、LCA を踏まえて算出した排出係数を使用することとする。

) 燃料輸送工程

燃料輸送工程については、燃料の輸送や貯蔵に要した化石燃料や電力・熱のエネルギー起源の CO₂ を計上しなければならない。

他貨物と共同で輸送されている場合、当該輸送機関が消費したエネルギーを重量で按分し、自らの排出とする。

復路便のエネルギー消費についても考慮しなければならない。

化石燃料、電力の排出係数については、LCA を踏まえて算出した排出係数を使用することとする。

) 副産物へのアロケーション

副産物が発生した場合、プロセスを細分化して副産物の環境負荷を個別に評価する。ただし、機械的な配分が不可避な場合、合理的な説明を行った上でその方法を採用してもよい。

副産物とは、自らエネルギー又はマテリアル利用するもの、及び他者に有

償で販売したものと定義する。

) 化石燃料との比較方法

LCA での GHG 排出量の削減の値は、次式により計算する。なお、バイオエタノールは揮発油を比較対象の化石燃料とする。

$$\text{削減率} = (E_F - E_B) / E_F$$

E_F : 比較対象となる化石燃料の LCA での GHG 排出量

E_B : バイオ燃料の LCA での GHG 排出量

揮発油の LCA での GHG 排出量は 81.7gCO₂eq/MJ とする。

(備考 2)

) アロケーションとは、一つのプロセスから複数の産出物が発生する場合に、当該プロセス全体の環境負荷を各産出物に配分することをいう。

) 嫌気性発酵とは、無酸素の状態で生育できる細菌等によって、有機物が CH₄ などに分解されることをいう。

) 炭素回収・隔離とは、化石燃料の使用時に発生する CO₂ を回収し、地中貯留等の方法により大気中への放出を抑制することをいう。

) 炭素ストックとは、植物生物体、枯死木、土壌等に貯蔵されている炭素をいう。

) 廃棄物・残渣とは、無償又は逆有償で取引される又は自社内で処理されるものをいう。

) 直接土地利用変化とは、農地以外の森林、草地等の利用形態の土地を転換して、原料生産用の農地とすることをいう。なお、当該土地以外で生じる農地増加や森林や草地の減少である間接的土地利用変化は含まない。

) リークエージとは、廃棄物・残渣系資源をバイオ燃料用原料に利用することで、従来のエネルギー・マテリアル用途を阻害してしまうことにより生ずる GHG 排出の増加（例えば、従来発電利用されていた建設廃材をエタノール用原料に利用することで、当該発電設備において重油を使用せざるを得なくなることに伴う GHG 排出等）をいう。

我が国において利用されているバイオエタノールの LCA での GHG 排出量の既定値について

世界的に流通しているバイオエタノールは、ブラジル産サトウキビ由来のエタノールが大半である。我が国においてもブラジル産サトウキビ由来のエタノールが相当量利用されており、石油精製業者が GHG 排出量の算定に際して算出の負担を軽減するためにブラジル産サトウキビ由来のエタノールについて既定値を定めることとする。

1. 直接土地利用変化を伴わない場合のブラジル産サトウキビ由来エタノールの既定値は表 1 のとおりとする。

表 1 ブラジル産サトウキビ由来エタノールの既定値（土地利用変化以外）

		GHG 排出量 [gCO ₂ eq/MJ]
原料栽培	化学物質製造	2.7
	土壌（施肥）	6.9
	火入れ	3.0
	機械	1.8
サトウキビ輸送		1.5
エタノール製造	バガス	2.0
	化学物質製造	1.0
	余剰バガスクレジット	0
エタノール輸送	ブラジル国内	4.2
	海上（ブラジル～日本）	9.7
合計		32.7

2. 直接土地利用変化を伴った場合のブラジル産サトウキビ由来エタノールの既定値は、以下の GHG 排出量を上記表 1 中の合計値に加算する。

表 2 ブラジル産サトウキビ由来エタノールの既定値（土地利用変化）

		GHG 排出量 (gCO ₂ eq/MJ)
土地利用変化なし（既存農地）		0
土地利用 変化あり	草地からの転換	37.4
	森林からの転換	245.0

3. 今後、技術開発の進展や生産量の拡大に伴い、我が国において相当量のバイオエタノールの利用が見込まれる時は、表 3 に示す代表的なバイオエタノールについて既定値を定めることとする。この他に新たな原料、新たな生産地域においてバイオエタノールが生産され我が国において相当量のバイオエタノールとして使用される場合も同様に規定値として定めることとする。

表 3 既定値を定める予定のバイオエタノール

	原料	生産地域
短・中期的に導入 が期待されるバ イオエタノール	一般廃棄物	国内
	キャッサバ	タイ
	サトウキビ	インド
長期的に導入が 期待されるバ イオエタノール	麦わら・稲わら	国内
	林地残材、未利用古紙	国内
	バガス	ブラジル
	木材	各地
	多収量草本植物	各地
	早生広葉樹	各地
	黒液	国内
	藻	各地

別表 3

実証段階にあるバイオエタノールの LCA での GHG 排出量（参考値）

単位：[gCO₂eq/MJ]

原料	原料栽培	原料輸送	燃料製造	燃料輸送	計
多収量米 （水管理状態の変化を伴う水田）	53	1	33	4	91
多収量米 （水管理状態の変化を伴わない水田）	19	1	33	4	57
MA 米	21	1	33	4	60
規格外小麦	7	1	32	4	44
余剰てん菜	7	5	24	4	39
てん菜	28	5	24	4	60
建設廃材	0	1	3	4	8
廃糖蜜	0	0	51	4	55

附 則

この告示は、平成二十二年十一月十九日から適用する。

化石エネルギー原料の有効な利用に関する判断の基準として、化石エネルギー原料の有効な利用に関する一般ガス事業者等の判断の基準(平成22年経済産業省告示第241号)

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成21年法律第72号。以下「法」という。)第2条第8項に規定する特定燃料製品供給事業者のうち、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成21年政令第222号)第6条第1号に規定する事業を行う者である一般ガス事業者等(ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第2項に規定する一般ガス事業者、同条第6項に規定するガス導管事業者及び同条第9項に規定する大口ガス事業者をいう。以下同じ。)について、法第9条第1項の規定に基づき、化石エネルギー原料の有効な利用に関する一般ガス事業者等の判断の基準となるべき事項を次のとおり定める。

1. 化石エネルギー原料の有効な利用の目標

一般ガス事業者等は、可燃性天然ガス製品の原料である液化天然ガスの有効な利用を図るため、液化天然ガスの貯蔵等にあたって発生するボイル・オフ・ガス(液化天然ガスを貯蔵し、可燃性天然ガス製品を製造するまでの過程において、外部からの熱により自然に発生する可燃性天然ガスをいう。以下「BOG」という。)の着実な利用の維持及び向上を図り、平成32年における通常運転時に発生するBOGの利用率を概ね100%とすることを目標とする。

2. 目標を達成するために計画的に取り組むべき措置

一般ガス事業者等は、圧縮機や再液化設備の利用等により、BOGの回収及び利用を実施することとする。

附 則

この告示は、平成二十二年十一月十九日から適用する。

原油等の有効な利用に関する石油精製業者の判断の基準(平成22年経済産業省告示第161号)

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成21年法律第72号)第2条第8項に規定する特定燃料製品供給事業者のうち同法施行令(平成21年政令第222号)第6条第2号に規定する揮発油、灯油、軽油又は重油(以下「揮発油等」という。)の製造をして供給する事業を行うもの(以下「石油精製業者」という。)は、新興国を中心とした世界的な石油需要の増加、原油の重質化・石油需要の白油化、国内石油需要の減少等の石油をめぐる厳しい内外環境の中で、原油等(化石エネルギー原料として利用される原油その他の揮発油等の原料をいう。以下同じ。)の有効な利用の重要性にかんがみ、その主たる取組として、抜本的な重質油分解能力の向上を図ることが重要である。

そのため、石油精製業者は、次に掲げる要領に従って、重質油分解装置の装備率(常圧蒸留装置の処理能力に対する重質油分解装置の処理能力の割合をいう。以下同じ。)を向上させるものとする。同時に、設備の運転面の改善等や技術開発を通じ、重質油分解能力の向上を図るものとする。

また、コンビナート連携の促進、石油残渣ガス化複合発電装置の導入に合わせた重質油のガス化及びその灯油、軽油等の合成燃料への転換又は関連する技術開発に取り組み、原油等の有効な利用を図るものとする。

1. 重質油分解能力の向上に関する措置

(1) 我が国の重質油分解装置の装備率を2013年度までに現状の10%から13%程度まで引き上げることを目標とする。このため、石油精製業者は、当該年度までに、各石油精製業者又はそのグループ会社ごとに、以下の表の左欄に掲げるその現状の重質油分解装置の装備率に応じて、右欄に掲げる割合分、重質油分解装置の装備率を向上させること。

石油精製業者は、石油をめぐる諸情勢を総合的に勘案し、重質油分解装置の新設若しくは増設(以下「重質油分解装置の新設等」という。)又は常圧蒸留装置の削減により適切に対応すること。

$$\text{重質油分解装置の装備率} = \frac{\text{重質油分解装置の処理能力}}{\text{常圧蒸留装置の処理能力}}$$

表

重質油分解装置の装備率	改善率
10%未満	45%以上
10%以上13%未満	30%以上
13%以上	15%以上

備考

重質油分解装置の装備率及びその改善率の算定方法

-) 重質油分解装置とは、常圧蒸留残油又は減圧蒸留残油を分解することを前提に設計・建設・改造された装置であって、残油流動接触分解装置 (Residue Fluid Catalytic Cracking Unit (RFCC)、二段再生塔又は触媒クーラーを有するものに限る。) 又は残油熱分解装置若しくは残油水素化分解装置 (原料として減圧蒸留残油をほぼ100%使用するものをいい、直接脱硫装置又はこれを改造した装置を除く。) に該当するものをいう。常圧蒸留装置とは、常圧で原油を蒸留するための石油蒸留設備 (コンデンセートスプリッターを含む。) をいう。
-) 重質油分解装置及び常圧蒸留装置の現状の処理能力は、平成22年4月1日現在において石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和50年法律第96号)第23条に基づき届出をしている当該装置の1日当たりの処理能力であってバレル単位で表したものをいう。ただし、過去3年(平成19年4月1日から平成22年3月31日まで)の間に、同条第2項に基づき、常圧蒸留装置の処理能力を減ずる変更の届出をしている装置にあつては、当該期間において、同項の届出をしている当該常圧蒸留装置の処理能力のうち、最大の処理能力をもって現状の処理能力とする。また、平成22年4月1日において、現に建設中の重質油分解装置の対外的に公表済みの処理能力も算入するものとする。
-) 常圧蒸留装置及び重質油分解装置の処理能力には、自ら所有するものに加え、賃貸借契約等により第三者 (グループ会社内の第三者に限る。) から賃借している設備の処理能力を含めて計算するものとする。
-) 重質油分解装置の装備率は、百分率で表し、その改善すべき率を求める際の上表右欄の改善率の基準への当てはめに当たっては小数点第一位を四捨五入して計算する。
-) グループ会社とは、親子関係にある複数の石油精製業者 (株式所有の比率等により、事業者間の取引が実質的に同一企業内の行為に準ずるものと認められる複数の石油精製業者を含む。以下同じ。) 又は共通の石油元売会社等と親子関係にある複数の石油精製業者をいう。

)重質油分解装置の装備率の向上が実効的に行われることを確保するため、重質油分解装置の新設等は、相応の改良工事を伴って行われる設備面での新設又は増設をいい、例えば、残油流動接触分解装置の新設又は増設にあつては、二段再生塔を有するものとする。また、そうした相応の改良工事を伴わないもの(下記(2)の設備の運転面の改善等に伴う能力の向上や、稼働状況等から相応の生産実態を伴わない新設又は増設などを含む。)は、これに含まれない。

)常圧蒸留装置の削減は、廃棄(税務上、有姿除却の処理を行うことを含む。以下同じ。)によるものとし、公称能力の削減によるもの等はこれに含まれない。常圧蒸留装置の廃棄には、平成22年4月1日現在において、既に今後廃棄することが対外的に公表されているもの及び廃棄中のものも含まれる。

)一の製油所のみを有する石油精製業者は、上記の基準によることを原則とするが、当該基準に基づく措置を講ずることにより我が国の石油の安定的かつ適切な供給の確保に支障を来す場合において、当該基準に基づく措置に準ずる措置を講ずることが適切であると認められる場合には、当該措置を講ずるものとする。

その他

)石油精製業者が、重質油分解装置の新設等又は常圧蒸留装置の削減を行うに当たっては、例えば、重質油分解装置の増設に際しては、当該装置の稼働の向上を伴うことを前提とすることにより、原油等の有効な利用やエネルギーの使用の合理化に逆行することのないように実施するなど、原油等の有効な利用その他のエネルギー関連政策と齟齬を来すことのないよう合理的に実施するものとする。

)事業の承継等が行われた場合の取扱いについては、別紙のとおりとする。

(2)石油精製業者は、上記(1)に加え、次の又はに掲げる重質油分解能力の向上のための措置に取り組むこと。

設備の運転面の改善等

)運転管理の改善

設備性能の維持管理に努めるとともに、運転温度・圧力、原料と循環油との比率等の運転条件の改善を通じて、重質油分解能力を向上させること。

)触媒等の改良

触媒を使用している設備については、触媒やその添加剤に改良を加

えることにより、重質油分解能力を向上させること。

重質油分解能力の向上のための技術開発

次に掲げる重質油分解能力を向上させるための技術の開発を促進すること。

- ）残油から飛躍的に高効率に揮発油、灯油、軽油等を生産するための革新的な分解技術
- ）超重質油、オイルサンド等の非在来型原油から揮発油、灯油、軽油等を効率的に生産するための技術

2. 重質油分解能力の向上以外に関する事項

石油精製業者は、原油等の有効な利用を図るため、上記1.に掲げる措置のほか、経済的に合理的な範囲で、次に掲げる措置に取り組むこと。

- (1) 石油コンビナート内の事業所間での連携を促進し、未利用又は余剰の留分を活用することにより、原油等の処理量を低減することを通じて、原油等の有効な利用を図ること。
- (2) 石油残渣ガス化複合発電装置（IGCC（Integrated Gasification Combined Cycle））の導入に合わせた重質油のガス化及びその灯油、軽油等の合成燃料への転換を図ること。
- (3) 上記(1)及び(2)に係る技術開発その他の原油等の有効な利用のための技術開発に取り組むこと。

事業の承継等が行われた場合の取扱い

-)石油精製に係る事業の全部若しくは一部の譲り渡し又は石油精製業者について相続（石油精製に係る事業の一部を承継させるものを含む。）合併若しくは分割（石油精製に係る事業の一部を承継させるものを含む。）による承継（以下「事業の承継等」という。）があったときは、当該事業を譲り渡した者又は相続等を行った当該石油精製業者（以下「事業被承継者」という。）及び当該事業を譲り受けた者又は当該石油精製業者について相続等を受けた者（以下「事業承継者」という。）は、当該事業の承継等が行われた後にそれぞれが保有し、又は保有しないこととなる重質油分解装置及び常圧蒸留装置を平成22年4月1日においてそれぞれ保有し、又は保有していなかったものとみなして本基準1.(1)備考ii)の規定を適用し、重質油分解装置及び常圧蒸留装置の現状の処理能力を算定するものとする。
-)当該事業承継者は、遅滞なく、当該事業の承継等の事実を証明する書面を添えて、その旨を経済産業大臣に届け出るものとする。また、当該事業の承継等が、平成22年11月1日以降に行われた場合、当該事業被承継者及び当該事業承継者は、遅滞なく、燃料製品供給事業者による原油等の有効な利用に関する省令（平成22年経済産業省令第43号）様式第一による新たな計画の提出又は同省令様式第二による計画の変更の提出を行うものとする。
-)当該事業の承継等が行われる以前に、提出された計画に基づき既に重質油分解装置の装備率の向上に関する措置が講じられ、又は当該事業の承継等の時点で当該措置が継続して講じられている場合には、当該事業被承継者及び当該事業承継者は、当該事業の承継等に係る事業については、既に本基準1.(1)の規定に基づく重質油分解装置の装備率の向上に関する措置を講じているものとして扱うものとする。

非化石エネルギー源の利用に関する一般電気事業者等の判断の基準に係る留意事項等

- (1) 非化石エネルギー源の利用に関する一般電気事業者等の判断の基準(平成21年経済産業省告示第278号。以下「判断基準」という。)3.における、「発電事業目的で設置されたもの」については、当該施設等に関する電気の需給契約を上回る規模の太陽光発電設備を設置している場合等が該当する。また、「昼間の電力消費が一年間を通じてほとんどなく、又は昼間の電力消費がある時期が限られている施設又は設備に設置されたもの」については、当該施設等に関する電気の需給契約が、融雪用電力、公衆街路灯等のための契約であって、特定の季節や夜間の消費のみに適用される契約となっているものなどが該当する。
- なお、需給契約の電気容量を上回る発電能力の太陽光発電設備を設置している場合や、500kW以上であるものの分割により外形的に小規模な単位のものとしている場合等は、太陽光電力買取の対象とはならない。したがって、500kWに満たない場合であっても、太陽光発電設備の発電能力が50kW以上の場合など発電事業目的である可能性が大きい場合には、需給契約の電気容量と比較して判断する必要がある。
- (2) 判断基準3.(イ)における「住宅」とは、家庭・個人の居住の用に供される家屋(集合住宅を含む。)をいう。
- 店舗、事務所等を兼用している場合も、原則として「住宅」と評価される。なお、当該太陽光発電設備が住宅用であるか否かは、低圧に連系される受給契約であるかどうかを判断の基礎とする。
- (3) 判断基準3.(イ)(1)等における「発電能力」は、最終的に有効に利用できる発電能力を指し、太陽光発電設備の出力そのものではなく、太陽光発電設備の出力といわゆるパワーコンディショナーの容量のいずれか小さい方を指す。また、その規模の把握は、当該施設等に設置された太陽光発電設備の全体を合計した量によることを原則とするものとする。
- (4) 判断基準3.(イ)(1)等における単価は、消費税等相当額を含むものとする。
- (5) 判断基準3.(イ)(1)ただし書等における「自家発電設備等が設置されている場合」については、太陽光電力買取の趣旨を踏まえ、いわゆるリレー装置が設置されている等、当該自家発電設備等から発電又は放電された電気が配電線に逆流することがない場合にのみ対象となる。
- (6) 判断基準3.(イ)(1)等における期間については、太陽光発電

設備の増減等により契約の更改があった場合であっても、当初の買取り開始時点を起算点とする。また、10年間は、検針日間の1月を単位として考慮する(10年間=120月)ものとする。

- (7) 判断基準3. (ロ)における「非住宅」とは、工場や事業所等の住宅用途ではない建築物をいい、例えば、庁舎、病院、道路施設、駅舎、上下水道施設、学校、商業施設、防災施設等がこれに該当する。
- (8) 太陽光電力買取は、特定規模電気事業者が、一般電気事業者による当該特定規模電気事業者の需要家の余剰電力を買い取る手続を代行することにより行うことができる。
- (9) 判断基準3. (注)において、太陽光電力買取に要した費用を転嫁される一般電気事業者及び特定規模電気事業者の需要家については、一般電気事業者が維持・運用する送配電線に接続している者が該当する。
- (10) 判断基準3. (注)(1)における「回避可能費用」は、全電源平均可変費用による算定を行うこと。ただし、平成21年11月1日以降に一般電気事業者が電気事業法に基づき料金原価等の算定を行い、その結果に基づく新たな料金が適用されるまでの間については、現在の料金原価等に含まれている太陽光発電による電気の購入費用相当額から全電源平均可変費相当額を控除した額について、合わせて控除するものとする。
- (11) 判断基準3. (注)(3)における「転嫁の単価は単一」については、供給電圧にかかわらず単一とするものとする。
- (12) 判断基準3. (注)における算式により算定した転嫁の単価(消費税等相当額加算前)について、1銭未満の数値が発生した場合については、当年度の単価については小数点以下の数値を切り捨てする方法により処理し、それにより生じた転嫁額の不足については、翌年度の転嫁額において調整するものとする。
- (13) 判断基準3. (注)における各電気の需要家に転嫁する額の算式については、従量制の需給契約を締結している場合には、この算式により算出されることとなる。定額制の需給契約を締結している場合及び従量電灯の最低料金部分については、この算式に準じた算定方法により算出されることとなる。
- (14) 判断基準3. (注)における当年度の転嫁額の算式について、託送供給の場合には、「使用電力量」とあるのは、「接続供給電力量」とする。
- (15) 判断基準3. (注)における算式により算定した当年度の転嫁額について、前年の買取総額との間で過不足が生じた場合は、翌々年度の転嫁額において調整するものとする。なお、一般電気事業者は(12)の転嫁額の不足分とともに、上記の過不足の額を経済産業省に報告し、こ

れらを踏まえて判断基準3．（注）における算式により算定した次年度の転嫁の単価を買取制度小委員会において審議するものとする。

- （16）判断基準3．（イ）及び（ロ）にしたがった太陽光電力買取は、平成21年11月1日以降の最初の検針日又は計量日から順次開始するものとする。なお、これに関し、判断基準3．（注）(4)の太陽光電力買取に要した費用の総額の集計期間を1年とするのは、平成22年1月以降とする。